国第 百八十 会回 参 議 院 憲 法 審 査 会 会 議 録 第 号

		餇	川上 義博君一	
) () () () ()	٠	(MBA)専任講	: /	
夬定ハをします。		門職学位課程	呆	
○会長(小坂憲次君)	西條 剛央君	院商学研究科專	足立 信也君	
「異議なし」と呼		早稲田大学大学ショクト」代表		委員
御異議ございませんか。		日本支援プロ	江口 克彦君	
は、これを会長に御一に			魚住裕一郎君	
ることとし、その日時		参考人	西田 昌司君	
について参考人の出席·	情野 秀樹君	局長憲法審查会事務	中川 雅治君	
本法制に関する調査の		事務是個	川口 順子君	
日本国憲法及び日本	灰 漆 要一君	int xxx nij ==	松井 孝治君	
件についてお諮りいた	7		中村 哲治君	
○会長(小坂憲次君)	計り、まま		鈴木 寛君	
			江田 五月君	
すので、皆様の御協力・				幹事
つ建設的な議論を行っ	西田 建二昌		小坂 憲次君	会 長
とを片時も忘れること	7		-	出席者は左のとおり。
ちは、この未曽有の大!	ž			
をテーマに取り上げる			西村まさみ君	白 真勲君
この度、本審査会は	藤川 政人君		ツルネン マルティ君	直嶋・正行君
申し述べることをお許	さつ		安井美沙子君	大島九州男君
憲法審査会を始める			補欠選任	辞任
開会いたします。	礒崎 陽輔君			四月十日
○会長(小坂憲次君)	安井美沙子君		自見庄三郎君	亀井亜紀子君
	増子 輝彦君		補欠選任	辞任
保障について)				四月九日
(「東日本大震災と憲			大島九州男君	はた ともこ君
本法制に関する調査	藤末 健三君		補欠選任	辞任
〇日本国憲法及び日本	福山 哲郎君			三月一日
○参考人の出席要求に	広野ただし君		藤原 正司君	水戸・将史君
本日の会議に付し	姫井由美子君		補欠選任	辞任
	西村まさみ君			二月二十九日
教授	那谷屋正義君			委員の異動
高等司大阪大	ツルネン マルティ君			
部教授	芝博一君			午後零時三十二分開会
学習院	今野 東君		<u></u>	平成二十四年四月十一日(水曜日)

S会いたします。)会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を

ま法審査会を始めるに当たり、会長として一言 ・ とを片時も忘れることなく、憲法について率直からは、この未曽有の大災害で被災された方々のことを片時も忘れることなく、憲法について率直からは、この未曽有の大災害で被災された方々のことを片時も忘れることない、東日本大震災と憲法とを片時も忘れることない、東日本大震災と憲法とので、皆様の御協力をお願いいたします。

〇会長(小坂憲次君) 参考人の出席要求に関する 石 件についてお諮りいたします。 石 件についてお諮りいたします。 本法制に関する調査のうち、東日本大震災と憲法 本法制に関する調査のうち、東日本大震災と憲法 は、これを会長に御一任願いたいと存じますが、 御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

|分長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう||○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう|

第二十八部

憲法審査会会議録第三号 平成二十四年四月十一日

【参議院】

「行君」 「東日本大震災と憲法」のうち、大震災と人 に密接に関連する基本法制に関する調査を議題と 子君 〇会長(小坂憲次君) 日本国憲法及び日本国憲法

本日は、「ふんばろう東日本支援プロジェクト」本日は、「ふんばろう東日本支援プロジェクト」をお教授櫻井敬子君及び大阪大学大学院高等司法程(MBA)専任講師西條剛央君、学習院大学法程(MBA)専任講師西條剛央君、学習院大学法程(MBA)専任講師西條剛央君、学習院高学研究科専門職学位課本日は、「ふんばろう東日本支援プロジェクト」

たいと存じます。
この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げ

すので、よろしくお願いを申し上げます。本日は、御多忙中のところ本審査会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。審ないただきまして、誠にありがとうございます。審な日は、御多忙中のところ本審査会に御出席を

本日の議事の進め方でございます。本日の議事の進め方でございまた。別発言は着席のままで結構でございまからの質疑にお答えをいただきたいと存じます。程度で順次御意見をお述べいただいた後、各委員程度で順次御意見をお述べいただいますが、西條参考し、様居参考人の順にお一人十五分人、櫻井参考人の順にお一人十五分人、櫻井参考しますが、西條参考しますが、西條参考しますが、西條参考しますが、西條参考します。

| 〇**参考人(西條剛央君)**| 西條です。よろしくお願

を通していろいろ気が付いたこと、人権に関するものを立ち上げてやっております。そうした活動して、ふんばろう東日本支援プロジェクトというが、今回、仙台出身でして、おじさんが津波で行が、今回、仙台出身でして、おじさんが津波で行

おります。よろしくお願いします。ことを中心にお話しさせていただければと思って

先に流れていなかったんですね。 最初、僕は南三陸町に入ったんですが、そこからか県の倉庫に物資が余っている状況で、そこから が果の倉庫に物資が余っている状況で、そこから が果の倉庫に物資が余っているという報道では、いろ が果の倉庫に物資が余っている状況で、そこから の果の倉庫に物資が余っている状況で、そこから の果の倉庫に物質が余っている状況で、そこから の果の倉庫に物質が余っている状況で、そこから の果の食を、これでする。 の果の食を、これでする。 の果の食を、これでする。 の果の食を、これでする。 の果の食を、これでする。 の果の食を、これでする。 の果のためで、これでする。 の果のためで、これでする。 の果のためで、これでする。 のまたが、これでする。 のまたが、 の

というところにかかわってくるのかなと思い と、そこはやはり生存権あるいは幸福を追求する は避難所、あるいは個人避難宅エリアというと かに、全国の方から送っていただけるようなイン うに、全国の方から送っていただけるようなイン うに、全国の方から送っていただけるようなイン から、全国の方から送っていただけるようなイン を、それをきっかけに、三千か所以上の仮設ある た。それをきっかけに、三千か所以上の仮設ある に、全国の方から送っていただけるようなイン を、それをきっかけに、三千か所以上の仮設ある は避難所、あるいは個人避難宅エリアというと と、そこはやはり生存権あるいは幸福を追求する 権利というところにかかわってくるのかなと思い 権利というところにかかわってくるのかなと思い を、そこはやはり生存権あるいは幸福を追求する

援が受けられないという状況なんですね。を上げまして、これはなぜ立ち上げる必要があったかと申しますと、個人避難宅、自宅に戻られてたかと申しますと、個人避難宅、自宅に戻られてたがまりまして、こういう方には実は国とか赤十さんおりまして、これはなぜ立ち上げる必要があったかと明しますと、個人避難宅、自宅に戻られているがというのも立ちんが受けられないという状況なんですね。

思っていまして、冬物家電等も含めて、扇風機等ですが、たくさんのお手紙をいただられないということが決まるのかということで、やはりすごく悲しいという思いの手紙もたくで、やはりすごく悲しいという思いの手紙もたくで、やはりすごく悲しいという思いの手紙もたくで、やはりすごくましいという思いの手紙も失っているで、かばりすが、たくさんのお手紙をいただきまして、ですが、たくさんのお手紙をいただきまして、ですが、たくさんのお手紙をいただきまして、

ですれら、糞れらら頁なノミュニニンでは、個追求にかかわるところなのかなと思います。もしてきました。こちらも、やはり家電、なくてもしてきました。こちらも、やはり家電、なくてものとか生きていけるという議論もあり得るかもそうですが、二万五千世帯の家庭に全国の支援

ております。の手が伸びるような形にしていただければと思っの手が伸びるような形にしていただければと思ってすから、僕からお願いしたいこととしては、

| げた個人避難宅にたくさんの方々が住んでいるわ 個人情報保護法なんですね。こちらが大きな壁に か、 ティアプロジェクトになっていると思うんです | う方が集まっている日本でもかなり大きなボラン ないという形になっています。 もこの情報はいただけないんです。それは個人情 けですが、これがボランティアの団体、NPOに それ以上に今、みなし仮設あるいは先ほど申し上 とかも送りにくかったというのもあるんですが、 なっております。というのも、最初の時点、物資 報保護法があるからですね。ですから、支援した 活動をして、僕らは二千名以上、二千何百人とい くてもどこにいるのか分からないので支援ができ それとも関連するんですが、今回ボランティア 幾つか困っていることもありまして、一つは

北海道大学のそういった情報等に関するシンポールションとをやれば問題なく進むんではないかと思います。そうすれば、場所さえ分かれば何とか支援をしたいという団体等はいっぱいありますので、そこも御検討をいただければと思っております。それは知る権利とかにもかかわってております。それは知る権利とかにもかかわってております。それは知る権利とかにもかかわってくるとは思うんですが、間題が起きないようにルール設定をして、こういう範囲で必ず使うようにということをやれば問題なく進むんではないかと思いっております。

こちら御存じかと思うんですが、震災半年を過それからもう一つは、仮設住宅の問題ですね。

き、十月過ぎにできた仮設もあるわけですね、石 巻市とかはそうですが。やはり甚大過ぎる、 に追い付かずというところもあると思 うんですけれども、かなり過酷な状況で暮らされ ている方がたくさんいて、僕が七月中旬の時点で 石巻市の市街地にある、ある中学校に行ったら、 洗濯機は一台もついていなくて、扇風機も四台、 それも公平にということで、誰もいない体育館の それも公平にということで、この それも公平にということで、この というところもあると思

ら、もう使えないということでビニール袋に入れ の時点で、もう三か月とか四か月たっている時点 きがありまして、八十歳、九十歳の老夫婦が、そ 用されていたんではないかと思わざるを得ないと の考え方がどうも十分に理解されていないまま運 かったとか、それもやはりそういう憲法の考え たんですね。もちろん通電していますし、周り う話を聞いて行ったら、本当にそういう状況だっ 暮らしている小学生が具合が悪くなっているとい とをお伝えしたいと思います。 ね。毛布は臭くて、震災当初から使っているか で、暑い体育館の段ボールの上で寝ていたんです 方、幸福追求の権利あるいは生存権といったこと れども、問題が起きると困るということでつけな は、洗濯機もその中学校には実はあったんですけ られて、そういった状況が実際にあったというこ それ、何で行ったかというと、そこの体育館で

やはりそこでも、僕らは扇風機を持っていったんですが、そこでは置く場所がないから受け取れないと言われたんですけれども、まあ置く場所はいっぱいあったわけですが、やはり公平性、公平にやらなければいけないということが先にありまして、それは本末転倒かなと。やはり幸福追求、少しでも生活の質を上げるための支援をするのが、それをサポートするのが行政の最も重要なことだと思うので、やはりそういったことも、今後同じ悲劇が起きないように改善していくべきかなと思っております。

ども、仮設住宅の建築が遅れたというのもあるんそれから、それとも関連してくるわけですけれ

ですが、過酷な状況で避難生活をしていた方がたたさんおられた。あるいは仮設住宅も、多くの自治体では阪神大震災のときの教訓が生かされず、阪神のときも七百人以上の方が孤独死されたという報道が広く伝わっていたわけですけれども、実際には仮設住宅、抽せんでばらばらにされてしまったわけですね。多くの人がコミュニティーがばらばらにされた状況で暮らしていまして、そういったこともあると思うんですが、現在、二月末いったこともあると思うんですが、現で津波で行方で時点の報道で、震災関連死、震災で津波で行方で時点の報道で、震災関連死、震災で津波で行方があたこともあると思うんですが、現在、二月末いったこともあると思うんですが、現在、二月末いったりが、それに加えて千五百人ほどの方が更に亡くなっているんですね。

これは、僕はある意味で人災だと思っております。やはり防げた死だと思います。合計でもう二にしてしまったというのは本当に大きな痛手で、と思うんですけれども、仮設住宅のそのばらばらにしてしまったというのは本当に大きな痛手で、す。やはり防げた死だと思います。合計でもう二す。やはり防げた死だと思います。合計でもう二

レーラーハウスが買えます。 それに関連して僕は提案させていただくと、仮をは宅は、実際、今回平均一棟当たり五百五十万あんですが、五百五十万あればかなり立派なトですが、それだけの金額があれば、調べると分かな方面が、それだけの金額があれば、調べると分かるんですが、五百五十万あればかなり立派なトレーラーハウスが買えます。

僕は、全国にやはりトレーラーハウスをまと対応できるわけです。

から二年ということになっていますね。それではしかも、仮設住宅は一応名目上は震災が起きて

しかも移動させることもできますよね。ラーハウス構想でやれば使い回しも利きますし、壊すのにもお金が掛かります。ですが、トレーことですよね。それだけのお金を掛けて壊して、ことですよね。それだけのお金を掛けて壊して、り回済まないと思いますが、二年ということはあ今回済まないと思いますが、二年ということはあ

ティーをばらばらにしなければ、そういったこと れていますが、最初からできているコミュニ だから取り替えようということもできないわけで がそもそも問題にならないわけですね。 課題になっているのはコミュニティー形成と言わ すよね。ですけれども、一番今ボランティアでも から、あなたの親戚こっちにいっぱいいるみたい 仮設と仮設の、僕の親戚はそっちにたくさんいる ているので、要するにトレードという形で、ある ころもあるようですが、原則そういった形になっ ちろん、自治体によっては柔軟に運用していると 行っています。県外から移転される方とか、そう いては駄目だということで省庁の方から通知が ばらにして入れられたわけですけれども、原則動 いった例外は認めるけれどもという形ですね。も 今、仮設住宅は、一度決められたところにばら

そういった移動性、利便性、それから金額の面 そういった移動性、利便性、それから金額の面 たったいたのが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいいが見えないために、皆さん、もうどうしたらいい方は、そんな経済的に恵まれている方ばかりではなく、かなり元々厳しい状況で、御高齢の方は何とか年金と、それから分割性、利便性、それから金額の面をういたが多いんですね。

が、やはり自殺されている方もいますし、亡くえなさがまた大きなストレスになって多くの方本当に皆さん不安に思っていて、そういう先の見言われたときにどうすればいいのかということはですから、それを失ってしまって仮設を出ろと

めて重要なのかなと思っております。そういった方策を打ち出していくということが極方が希望を持ってこれならやっていけるという、なっていくということがあるので、やはり現地の

興も何もないんですね。

興も何もないんですね。

のは、あとは勤労の権利とかにもかかわしまう一つは、あとは勤労の権利とかにもかかわれば人がいない。

のは関います。のまり、働く場所がなければ、これ、働はスピードです。働く場所がなければ、これ、働いまが、しまが、あるとは勤労の権利とかにもかかわり、あるにもがかれる。

が回っていくという形ですね。
ですから、地盤沈下等に伴って、地面を盛土をですけれども復旧も極めて大事で、電気、水道、ガスと同じように、働ける場所というものは早期に復旧すべきだと思います。それは何でも、どんな形でもいいと思うんですね。その場で働ける人た形でもいいと思うんですね。その場で働ける人をおりばしている自治体は多いですが、実は復興も大事ですが働く権利をしっかり行使できて、そして経済が回っていくという形ですね。

思っております。
とのために一つだけ最後にお願いしたいのが高速道路の無料化ですね。これ、東北自動車道だけ五年間、十年間は無料化しますと、こう決めてしまえば、多くの企業が動きますし、現地の企業にとって極めて有利です。そして、ボランティアの、入る人にとっても入りやすいわけですね。これを一つ決めるだけで物事が大きく動くかなと思っております。

次に、櫻井参考人にお願いをいたします。櫻井〇会長(小坂憲次君) ありがとうございました。ます。ありがとうございました。ます。ありがとうございました。

○参考人(櫻井敬子君) 学習院大学の櫻井でございます。

参考人。

ればと思っております。いまして、それに沿う形でお話をさせていただけいまして、それに沿う形でお話をさせていただざて、誠にありがとうございます。レジュメがござり日は、このような貴重な機会をいただきまし

私の専門は行政法という分野なのですけれども、現在、行政関係で生きている法律ということが成立を持つということが成立ですけれども、ですけれども、行政法の視点を持つというのは、憲法の議論をする際に、ちょっと手前みそなと、憲法の議論をする際に、ちょっと手前みそならですけれども、行政関係で生きている法律というのはも、現在、行政関係で生きている法律というのはも、現在、行政関係で生きている法律というのはも、現在、行政関係で生きている法律というのはも、現在、行政関係で生きている法律という分野なのですけれども、現在、行政法という分野なのですけれども、現在、

ております。 本日は、大変大きいテーマをいただければと思っ すけれども、そのような観点から日ごろ考えてお すけれども、そのような観点から日ごろ考えてお

述べさせていただきます。うな意味を持つ規範であるかということについてうな意味を持つ規範であるかということについてあですが、初めに、行政法から見て憲法がどのよまず、一の憲法の意味合いについてというとこ

まず、憲法と法律の関係についてですけれどまず、憲法と法律の関係についてですけれどしての話するという存在が可能なのですが、他方で、法律は一旦できてしず可能なのですが、他方で、法律は一旦できてしましましたとおり、広い意味では憲されば今申しましたとおり、広い意味では憲されば今申しましたとおり、広い意味では憲されば今申しまして、実は憲法と法律の関係についてですけれどまず、憲法と法律の関係についてですけれど

という、そういう言葉を残しております。も、その人が、憲法は滅びても行政法は存続するお父さんでもあるという構造があるんですけれどさでございますので、ドイツのお父さんは日本の学でございますので、ドイツのお父さんは日本のとこうがおりまして、日本の場合は輸入法と言われる人がおりまして、日本の場合は輸入法という、そういう言葉を残しております。

も含めて結構な乖離があるというのが私の認識でによって法律あるいは行政実務がどう変わったのか、あるいは変わっていないのかというのを見ることは、憲法論議をする上で重要と思われます。ことは、憲法論議をする上で重要と思われます。ことは、憲法論議をする上で重要と思われます。ろですけれども、両者の間には無関係というところですけれども、両者の間には無関係というのを見るというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるというのが私の認識であるという。

ございます。

明治憲法は、ドイツ・プロイセンの憲法を主たるモデルとして制定されておりまして、その下でで、ある時点で全く異質なアメリカ的な憲法が中で、ある時点で全く異質なアメリカ的な憲法が制定されたということから、両者はいまだに融和していないところがあり、行政の方から見ますと憲法が浮いて見えるということが間々ございます。

最近何かと話題の地方自治法を例に取ります。 最近何かと話題の地方自治法を例に取りますと、地方自治に関する規定というのは、これは新のとおり、機関委任事務制度というのがあって、のとおり、機関委任事務制度というのがあって、のとおり、機関委任事務制度というのがあって、のとおり、機関委任事務制度というのがあって、のとおり、機関委任事務制度というのがあって、地方の首長というのは、これは国の下部機関としたし、しかも命令に従わなければ、選挙で選ばれた知事が内閣総理大臣によって罷免されるという仕組みがついこの間まで堂々と存在していたとう仕組みがついこの間まで堂々と存在していたということは驚くべきことかと思います。

できる。 配免制度は平成三年に廃止されまして、機関委 のところかと思います。

らずあるということも言えるかと思います。のも結構できていまして、昭和二十年代ですけれども、そこに書きましたように、公務員法制とかども、そこに書きましたように、公務員法制とかども、そこに書きましたように、公務員法制とかども、そこに書きましたように、公務員法制とからずあるということも言えるかと思います。

が、実は客観的に言うと、憲法の出来としては決でマイナスイメージで語られることが多いのですと、明治憲法については、これは新憲法との対比明治憲法につきまして一言だけ申し上げます

して水準の低いものではないということが言える かと思います。むしろ、私は日本の予算制度の歴 かと思います。むしろ、私は日本の予算制度の歴 が各国の憲法典を参考にして非常に国際色豊かに のは本当に広くて深くて、しかも当時のヨーロッ のは本当になる。 のは本当になる。 のは本当になる。 のは本当になる。 のは本当になる。 のは、 のであったということを見まして、本 のであったということが見いる。 のくったものであったということを見まして、 のくったものであったということが見いる。

おります。

おります。

なというのは当然のことかなというふうに思ってということがその成果物の出来具合に影響を与えということがその成果物の出来具合に影響を与えまとして、しかも時間的余裕がある中で行われた 対目標があって、知的な、クリエーティブな作う大目標があって、知的な、近代国家を建設するといおります。

)思います。 さて、二ですけれども、人権論に話を進めたい

今般の大震災では、今、西條参考人からもお話り、大学どおり人間的な生存が脅かされる極限して、文字どおり人間的な生存が脅かされる極限ということが現実に目の前で起きたわけでありまございましたように、ある日突然全てが奪われるございましたように、ある日突然全てが奪われる。

かつて一時期、いわゆる新しい人権論というのをういう話だったかと記憶しておりますが、社会そういう話だったかと記憶しておりますが、社会なって、人権のインフレ状況が生じているというなって、人権のインフレ状況が生じているというなって、人権のインフレ状況が生じているというの憲法的な状況というふうに言えるんだろうということで、まさに人権を論ずるべき事態が出現しているものと考えられます。その意味で、大震災と人権保障というのは大変テーマが大きかったので、今日何を話そうかなとちょっと思ったんですけれども、誠に正鵠を得ている問題設定かなといけれども、誠に正鵠を得ている問題設定かなというので、今日何を話そうかなとちょっと思ったんですけれども、誠に正鵠を得ている問題設定かなというので、今日何を話そうかなとちょっと思ったんですがは、対しているものと思ったがというので、大震災といる。

そういうふうに考えますと、今の憲法の人権力

タログというのがございますけれども、これは基本的には歴史的に迫害のリストであったということが人権の中身とされてしかるべきであろうというふうに思います。キーワードといたしましては、今お話もあったように、家族とか共同体とか住まいとか仕事とか、あるいは放射能汚染なんかも考えますと空気とか水とか、あるいは生きがいとか行ませい。かな復興とか、そんな言葉が直ちに思い浮かぶところでございます。

なお、テクニカルに言いますと、ある法益を人るものでございます。

はないかというふうに考えております。 定を真剣に考えるべき状況に立ち至っているのでだとして、危機管理ないしは緊急事態に関する規連しましては、今回の事態を受けて、現実のニー連のましては、今回の事態を受けて、現実のニー

自然災害に関しましては一応現行災害対策基本中心にしたボトムアップ型の仕組みを採用するものでありますので、今回のような大規模災害へののでありますので、今回のような大規模災害へののでありますので、今回のような大規模災害へのかったということで考えますと、いかにも役不足で対応ということで考えますと、いかにも役不足で対応というではベクトルの向きをトップダウン型に反転させて、それから、主体としても関とかあるいは都道府県というのがもう少し前面に出てこられるような仕組みが求められるように思っておりれるような仕組みが求められるように思っておりれるような仕組みが求められるように思っておりれるような仕組みが求められるように思っております。

ときは憲法違反じゃないということでつくったん実は置かれているわけなんですけれども、つくる災害緊急事態における緊急政令の制度というのがところで、この災対法には、御案内のとおり、

ではないかと考えるものでございます。ではないかと考えるものでございます。という状況があろうかと思います。危機管理と人権保障が究極あろうかと思います。危機管理と人権保障が究極においては対立するものではないということを明示するなりしませんと、新たな危機管理法を作るということ自体が非常に難しいですし、作ったとしても動かしにくいというところがあると思います。この種の問題については、とりわけ憲法と法す。この種の問題については、とりわけ憲法とというではないかと考えるものでございます。

次に、原発についてです。

判所の問題について触れたいと思います。能性があるように思いますけれども、ここでは裁に入れた環境権の理論というのを展開していく可人権論としましては、今後は原子力災害も視野

ないのではないかと思います。ないのではないかと思います。なっているはずなんですけれども、少なくとも、なっているはずなんですけれども、少なくとも、はを有効に統制するということは全くなかったと政を有効に統制するということは全くなかのではないかと思います。

実は、福島第二原発訴訟というのがありまして、これは最高裁まで争われているものがあるんて、これは最高裁まで争われているものがあるんですけれども、今回の事故の後、その訴訟で原告が安全なのかどうかということが気になりまして、改めて判決を読み直してみたのですけれども、原告である住民側の主張というのは、憲法十三条の幸福追求権、これを援用しながら、原子炉が安全なのかどうかということを言わば日常用語が安全なのかどうかということを言わば日常用語が安全なのかどうかということを言わば日常用語が安全なのがある住民側の主張というのは、その訴訟で原告であるというふうに言うばかりで、住民側のそういう素朴な問いかけにはこたえるものとはなっておりません。

りと言っておりまして、その上で住民側の訴えを現実の安全性は別問題であるというふうにはっきこの点、控訴審判決は、法的安全性とそれから

| 東却しているんですけれども、この種の裁判で両|| 東却しているんですけれども、この種の裁判をする意味がないだろうというふと、事実上裁判をする意味がないだろうというふと、事実上裁判をする意味がないだろうというふうに言ってしまいます

の明文で禁止をされております。
の明文で禁止をされております。
なお、行政訴訟が現在深刻な機能不全に陥って
いるということについては、実は戦後法制とやっ
いるというで放裁判所という特別裁判所を持って
おったんですけれども、戦後は、アメリカ法に特
おったんですけれども、戦後は、アメリカ法に特
おったんですけれども、戦後は、アメリカ法に特
おったんですけれども、戦後は、アメリカ法に特
おったんですけれども、戦後は、天ということで憲法

疑問を持つところであります。 そこで、現在は通常の司法裁判所が民事事件、 不正ないうな状況にございます。これは、 たいますか、事実上の裁判拒絶みたいなことが日常いますか、事実上の裁判拒絶みたいなことが日常いますか、事実上の裁判拒絶みたいなことが日常いるような状況にございます。これは、 たいの理念ということからしますと、 うの裁判制度がどうもそれに合っていないのではないかというがどうもそれに合っていないのではないかというがどうもそれに合っていないのではないかというがあります。

中し上げたいと思います。
中し上げたいと思います。
中し上げたいと思います。

はこれを確保する責務を有するというような一文も、例えば、行政は科学的でなければならず、国いいう問題について言いますと、今回の事故を教という問題について言いますと、今回の事故を教という問題について言いますと、今回の事故を教という問題について言いますと、今回の事故を教という点に関しましては、現在議論あるようですけれども、政治がしては、現在議論あるようですけれども、政治がしては、現在議論の在り方というような一文

ところであります があってもいいのかなというふうに思ったりする

あるだろうというふうに思っております。 救済の仕組みというのも併せて考えていく必要が 仕組みというのが必要であろうと。そういう意味 まっては意味がありませんので、それを担保する て、これも人権保障システムも画餅に帰してし るいは三点目は、人権保障の仕組みといたしまし か仕掛けが必要だろうというふうに思います。あ 法と無関係に展開していくものなので、ここに何 いんですね。経験的に言って、実務というのは憲 が結局個別法に生かされていないと余り意味がな 上げたいのは二点目でして、憲法の価値というの ふうに思っておるんですけれども、私として申し ある議員の先生方の専権事項ではないかなという 設定というのは、これはやっぱり国民の代表者で 以上で私の意見陳述を終わらせていただきま 最後、まとめでございますが、まず憲法価値の 、裁判所だけじゃないんですけれども、権利 ろがございます。

○会長(小坂憲次君) どうもありがとうございました。 棟居参考人にお願いをいたします。棟居 ありがとうございました。

○参考人(棟居快行君)

ありがとうございます。

棟居と申します。大阪大学に所属をしておりま

ども、まさに天はその虚をつくかのように、今回 の憲法審査会に至っておるわけでございますけれ の大震災、これを我々に与えたわけでございま 憲法調査会発足以来、議論が集積され、また今次 しますと、申すまでもないと思いますけれども、 いわけでございます。それはどういう趣旨かと申 だと吹き来る風が私にいう、まさに今その感が強 でございますけれども、おまえは何をしてきたの かべたところでございます。中原中也の詩の一節 山太郎先生の気配を察しまして、ある詩を思い浮 とがございます。中山太郎先生お越しで、私、中 以前、憲法調査会でも発言の機会を許されたこ

ども、まさに国家あるいは人権の側からこうした す。そういう意味で、本日、 たのか、私個人として大変痛切に反省をするとこ 事態、もっと早めに織り込んだ議論ができなかっ いう大きなテーマをちょうだいしておりますけれ 大震災と人権保障と

Ħ ておるのか、考えなさいと言っているのか、そう きたいと思います いうふうに前向きに気持ちを取り直しまして、本 出来事が今我々にどのようなことを言わば示唆し いうことで、今次の震災あるいはその後の様々の ただ同時に、後ろばかり見てもおれません。と 若干の時間ちょうだいして話をさせていただ

| うことは言うまでもございません。具体的には、 次第でございます。 先ほどの西條参考人の非常にリアルなお話で、国 り方につきまして、その限界、これを示したとい 家論、とりわけ人権論の限界、これを再確認した 今回の震災が、これまでの国家論、人権論の在

は、何よりもまず平和で民主的な国家をスタート されたわけでございます。 これを実現していくかという、そこに焦点が合わ 的で人権を保障できる、そういう国家の在り方、 わけでございまして、専らどうやって平和で民主 地震、こういったものは人々の念頭にはなかった 九四五年の焼け野原の時点で、天災、大震災、大 もしれませんけれども、戦後日本の最初の宿題 話でもないという、こういうややこしいことを申 なったのかというふうに考えますと、そう簡単な うことなんですが、これは規定があればどうにか させるということにあったわけでございます。一 すのでなかなか前に進まぬというお叱りがあるか すなわち、危機管理というものができないとい

ば、 いう強い意思がそこには表れておるわけでござい ます。人権保障、法治主義という観点からすれ 主義の原理によって行政権を縛っていくと、こう まして、これは人権保障、そして法治国家、法治 その結果登場しておるのが日本国憲法でござい 言わば優等生の答案といった趣がございま

> 私のような教師の商売を何十年もやっています 本に何を寄与するんだろうかというのが見えてこ が、だんだんそれでは物足りなくなってまいりま らが年を取ってきたせいもあるかもしれません と、毎年優等生という人はいます、しかし、こち ないわけでございます す。つまり、こういう人が十年、二十年たって日 しかし、これは、優等生の答案というのは、

限も与えられていないという言い訳もあるのかも そういった弊害から免れていない面があるかもし とに尽きるかと思います。もちろん、そうした権 まっていて、何のためにルールがあるんだという このようにしていくという、そこで止まってし れに尽きるかと思います。つまり、決められたと れません。一言で言うと想像力の貧困という、こ その原点に戻る、そういう発想力がないというこ おりに守っていく、ルールがこうなっておるから 分かりません。 今、櫻井参考人がおっしゃった、裁判所も多少

うわけでございます。 像力を伴った法治国家、そうしたもののありよう ためなんだという柔軟さ、想像力を生かした、想 法治国家原理、法治主義、こうしたものの、何の ゆる立憲主義、あるいは先ほど来申してきておる と同時に、全体に、憲法によって立つ政治、いわ あると思います。つまり、危機管理の規定を置く 全体としての日本国憲法は機能し得ない可能性も 質な一行を加えるにとどまると。そして、結局は くかというと、これは単に優等生の答案に何か異 こに危機管理の規定を差し込めばそれでうまくい を認める規定はもちろんございませんし、ではそ に押し出した日本国憲法では危機管理というもの を我々は再度構築する必要があるというふうに思 ともあれ、法治国家原理、こうしたものを前面

ども、学者的に申し上げると、非常に大きな矛盾 制約を念頭に置きつつ入らせていただきますけれ の前に我々はおると思うわけでございます。 それでは、レジュメの一番ということに時間の 第一点としましては、国家には、あらかじめこ

> | こさえることができなかったのか、あるいは人々 れは、かつてより国家が行うインフラ整備という と。こういう災害の防止あるいは災害の復興、こ を海沿いではなくてもっと高台に初めから住んで 防と言われるようなものよりも更に巨大な堤防を は国づくりの基本にはこうした治水といったイン つ正当性の基盤として、とりわけこの東アジアで いただく、そうした町づくりができなかったのか うした大災害から人々を守る、例えばスーパー堤 フラ整備がございました。 形で、何千年も昔からまさに国家権力のよって立

費で賄うという、こういう発想が合理的でもある してしまうという、いわゆるただ乗り、フリーラ そうしたインフラを国家が造ると。例えば、個人 わけでございます を取る国家権力がみんなのお金で造る、共通の経 イドというのが生じます。ですから、これは税金 としてこさえますと周りの人がそれでただで得を また、国民が納税の義務に服するのも、共通の

| 身は人々の間の調整的な役割しか果たさない、こ | 観点からのみ人権の制約をすると。言わば国家自 ておりますところの国民相互間の人権行使の調 | ございます。むしろ、このレジュメの二番に書い | 本国憲法はそうした建前を取っておらないわけで 考え方だとされてきておるわけでございます。 整、これを国家が行うんだ、そうした調整という からの国家の目標であり権限なのかというと、日 れがいわゆるリベラルな人権保障という近代的な ただ、このようにインフラ整備というのが正面

元々、いわゆる社会契約、何のために社会ができ | ども、そうした大げさな言葉を使う必要もなく、 | そうな人の人権を守るという、ここまでは人権論 たんですか、国家ができたんですかというとき 害する、そうした不法行為を働く者がいる、 から導き出すことは可能でございます。保護義務 う場合には、そうした人を抑え込んで被害に遭い に、これは人々の間のそうした他人の権利利益を というような言葉を最近我々はよく使いますけれ つまり、例えば泥棒がいる、犯罪者がいるとい

を抑止するという観点から社会ができ、ルールがを抑止するという観点から社会ができ、国家が生じたという力けでございます。
たほど申しましたインフラ整備としての国家という第一点、それから今申し上げましたリベラルいう第一点、それから今申し上げましたリベラルいう第一点、それから今申し上げましたリベラルができ、ルールがを抑止するという観点から社会ができ、ルールがを抑止するという観点から社会ができ、ルールがを抑止するという観点から社会ができ、ルールが

うに思うものでございます。

ないということを確認すべきだといった趣旨を強調されたと思いま

のところ対立するものではないということを確

先ほど櫻井参考人は、危機管理と人権保障は結

しかしながら、このインフラ整備というのを追しないにあれば国民に何の迷惑も掛けずにせっせとインフラ整備という形で多大な負担は当然に予定をしておるであれ地権の制約といった権利制約を伴わざるをであれ地権の制約といった権利制約を伴わざるをであれ地権の制約といった権利制約を伴わざるをであれ地権の制約といった権利制約を伴わざるをであれ地権の制約といった権利制約を伴わざるをであれ地権の制約といった権利制約を伴わざるをいってさればずでございますし、それ以外に、例えば一時的にあるが個人の人権相互を調整するのみであるというのを追しながら、このインフラ整備というのを追しない。

そういう意味で、日本国憲法が専ら個人と個人の人権の両立を図る、そして行政機関が不当に個いわけですけれども、それ以上に、個人の人権をいわけですけれども、それ以上に、個人の人権をするという、そこまで国家に託されておるかというと、むしろそうではないという、これが結局従うと、むしろそうではないという、これが結局従うと、むしろそうではないという、これが結局従うと、むしろそうではないという、これが結局従うと、かということは、先ほど西條参考人がおっしゃったということは、先ほど西條参考人がおっしゃったということは、先ほど西條参考人がおっしゃったということは、先ほど西條参考人がおっしゃったということは、先ほど西條参考人がおっしゃったということは、先ほど西條参考人がおっしゃったということは、先ほど西條参考人がおっしゃったというとは、先ほど西條参考人がおっておるという。

つまり、個人補償というのは憲法の建前からはむしろ反するんだと。個人の幸福、その反面としたの不幸、これは全て、幸福であれ不幸であれ、に切り捨てまして、しかし、だからこそ自由なんだと。自由と自由の調整だけを国家は図るという、こういうことで来ておるわけでございます。個人が不幸になったからといって、それはあなたも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人たも、これは自分や自分の友人や家族や周りの人とはた。

ですから、こうした大震災が起きたからといった、にわかに優等生から劣等生になれるか、つまり、もう本音のみだ、人権だ何だ言っておれぬじゃないかというふうにかなぐり捨てられるかというと、これは無理でございます。戦後の営々たる日本国憲法下でのリベラルな日本国の建築、る日本国憲法下でのリベラルな日本国の建築、る日本国憲法下でのリベラルな日本国の建築、る日本国憲法下でのリベラルな日本国の建築、る日本国憲法でのようにかなどり捨てられるか、つまら、それをほごなんてことは、これはできませんでおるときに日本国憲法の側だけが優等生で済むのかというと、これはこういう場でちょっと言かのかというと、これはこういます。戦後の営々たのかというよいであると言います。

などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生な、日本国憲法の十三条に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」というフレーズがございます。この生命、自由、幸福追求というものけれども、この生命、自由、幸福追求というものけれども、この生命、自由、幸福追求というものけれども、この生命、自由、幸福追求というものけれども、この生命、自由、幸福追求というさいます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生などと呼ばれてきたわけでございます。

ることに十分理由はございます。個人主義という一くくりの下で一体として扱われて憲法観からすれば、生命も自由も幸福追求も皆な憲法観からすれば、生命も自由も幸福追求も皆な悪な別の原理というふうに分けて考えてことは異なる別の原理というふうに分けて考えてことに十分理由はございます。

優先順位というのは何ですかというと、この書像先順位というのは何えばライフスタイルといった自己決定というのは例えばライフスタイルといった自己決定というのは例えばライフスタイルといった自己決定というのというふうに優先順位を憲法自身が意識していると読み替えることはできないかというふうに考えておるんですが、これは、この場で先生方熱心に聞いていただいでおっておら何度か言っておりますけれども、ほとんど耳を傾けていただく機りますけれども、ほとんど耳を傾けていただく機のますけれども、ほとんど耳を傾けていただく機のますけれども、ほとんど耳を傾けていただく機のますけれども、ほとんど耳を傾けていただく機のますけれども、ほとんど耳を傾けていただく機のますけれども、ほとんど耳を見いているというなどがあると思います。

で生命だというそこのところに着眼してはどうからはず生命だというそこのところに着眼してはどうかというと、優等生が優等生であるためにはやむを得ない面もあった。だけど、我々は今、単に優等生ない面もあった。だけど、我々は今、単に優等生ない面もあった。だけど、我々は今、単に優等生ない面もあった。だけど、我々は今、単に優等生ない面もあった。だけど、我々は今、単に優等生なっているというのも言うまでもございません。そこで、何かブレークスルーが要るだろうというときに、その柔軟さを支えるものとしていきませんと、このようなところからほぐしていきませんと、このようなところからほぐしていきませんと、このようなところからほぐしていきませんと、このようなところからほぐしていきませんと、このようなところからほぐしていきませんと、このようなところに着眼してはどうかが生命だというないない。

一であります。

□ ふうに存ずる次第でございます。 ・ 少とも参考にしていただけると大変光栄だという ・ という、これはあくまで解釈論レベルの話かもし

以上です

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

本日の質疑は、あらかじめ質疑者を定めずに行れます。質疑を希望される委員は、お手元にある氏名標を立ててお知らせください。そして、会長氏名標を立ててお知らせください。そして、会長氏名で終わりましたら、氏名標を横にお戻しをいる。

をうくのです。 内でお願いをいたしたいと存じます。 質疑の時間が限られておりますので、一回の質

せん。 限り簡潔にお願いをいたします。申し訳ございま参考人の方々におかれましても、答弁はできる

す。 なお、御発言は着席のままで結構でございま

それでは、

発言を希望される方は氏名標をお立

これでは、順番はあれかもしれませんが、まてください。

す。それでは、順番はあれかもしれませんが、まちらの鈴木寛さんの方からお願いいたしまず、こちらの鈴木寛さんの方からお願いいたします。

○鈴木寛君 三先生方、非常に貴重なかつ示唆的

| た。私も、まさに物すごくジレンマを感じたわけ|| 参考人から個人情報保護法のお話がございまし|| 私、是非お話を伺いたいと思いますのは、西條|| なお話をありがとうございました。

持っていない人に渡された瞬間にそれは排他的利れました。つまり、情報というのは、守秘義務をて、やっぱり情報というものについて考えさせらず、逆に言うと国家情報の開示ということも含めず、逆に言うと国家情報の開示ということも含め

そのときに、最近といいますか、民主党政権になりまして政治主導ということを言ってきましたけれども、これは究極、私なりに突き詰めますと、まさに正義に資する不平等あるいは格差というのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形うのが社会の実現すべき価値だとしたときに、形っの社会の実現すべき価値だとしたときに、形っの社会の実現すべき価値だとしたときに、形っのが社会の実現すべきのとを正義に資するという前提で判断をしていく、これは官僚機構にできないということだと思いまれば官僚機構にできないということだと思いまなりません。

そのときの、そこからが憲法原理の話になってそのときの、そこからが憲法原理の話になって場合には、じゃ、正義って何なんだと。最も不遇な人には、じゃ、正義って何なんだと。最も不遇な人には、じゃ次に、最も不遇な人は誰なのか、あるすが、じゃ次に、最も不遇な人は誰なのか、あるすが、じゃ次に、最も不遇な人は誰なのか、あるすが、じゃ次に、最も不遇な人は誰なのか、あるすが、じゃ次に、最も不遇な人は誰なのかというところの個別論で非常にジレンマというか悩みが生じるわけであります。

いますか、悪用のリスクはゼロではございませに付されてしまう、そこから要するに漏えいといちだと思いますけれども、個人情報がいわゆる公た、私も全く同感でありますけれども、そういうた、私も全く同感でありますけれども、そういうをだと思いますけれども、個人情報がいわゆる公は、よさに西條さんたちが救おうと思っ

Ho 遇なのかという問題を誰が判断するのかという 欺に遭ってしまう人といったときに、どっちが不 が、そうすると一%、そのことによって例えば詐

あるいは、今回の非常なジレンマというのは、
の医療機能が停止をして、そのを異れているわけで、それには次地に入れなくて、その結果、まさに被災地
の医療機能が停止をして、そのことによって脳卒中
医療がワークしなくて、そのお果、まさに被災地
高つしゃるわけで、それは先ほどおっしゃった西
存さんの千五百人の中にまさに含まれているわけ
存さんの千五百人の中にまさに含まれているわけ
なきれて、そしてより適切な避難行動をして健康
もちろん放射線の広がりの状況について、この情
もちろん放射線の広がりの状況について、への影響というものを最小化をする、そういった
つの影響というものを最小化をする、そういった
立場にあった人が不遇か。

うに解くかということです。
これ、どちらも極めてロールズの言う不遇な人でありますが、あえてそこに順番を、そしてまた変わっていくわけであります。かつまた、最善な状況というのは、じゃ、何が最善な状況に応じて変わってときに、まさにこのジレンマをどういうふいったときに、まさにこのジレンマをどういうふいったときに、まさにこのジレンマをどういる。

棟居先生が非常に明快で、それは、生命、自株居先生が非常に明快で、それは、生命、自生で、これも非常に参考になる。逆に言うと、そうで、これも非常に参考になる。逆に言うと、そうがれども、それをどう決めていくのかというのけれども、それをどう決めていくのかというのけれども、それをどう決めていくのかというのけれども、それをどう決めていくのかというのは、まさに憲法の基本原理というとだと思います。

で、新しいコミュニティーをつくるプラットホーアプローチというのは、結局、友愛とか博愛原則うと、平等が不全のときに、コミュニタリアンのそれで、御質問は、まさに西條先生は、逆に言

ムを国家が整備することによって、現に今回そのなからはどういうふうに御判断をというか考えた。もちろん、政府もそのことについていろいろな判断があって、しかし、これは極めてうまくいったと思います。その形式的平等の不全に対しては非常にうまくいったと、その中での判断はいろいたは非常にうまくいったと、その中での判断はいろいては非常にうまくいったと、これは極めてうまくいったと思いますが、質問は、これを構造構成主義のをしていますが、質問は、これを構造構成主義のは、これを構造構成主義のは、これを構造構造構成というのを御示唆をいただきないったらいいのかというのを御示唆をいただきない。

○会長(小坂憲次君) それでは、西條さんに御答いての御示唆をいただきたいと思います。 おた、櫻井さんも何か……(発言する者あり)

弁をお願いいたしたいと存じます。

○参考人(西條剛央君) ありがとうございます。 ○参考人(西條剛央君) ありがとうございます。 極居参考人のおっしゃったこと、構造構成主義 の考え方にもすごく合っているところがあるなと 思うんですが、やはり何のためのルールなのか、 にいうことで、現地を見ていると、公平は守った けれども、全員不幸に、公平に不幸にしましたと けれども、全員不幸に、公平に不幸にしましたと けれども、全員不幸に、公平に不幸にしましたと けれども、全員不幸に、公平に不幸にしましたと けれども、全員不幸に、公平に不幸にしましたと はったころを見定めたときに、生命、自由あるい は幸福追求、この序列というのは、こういうもの を組み込むというのはすごく僕はいいものだと 思っています。

も、ベターにすることはできるだろうと。それかも、ベターにするにはどうしたらいいか、悪用されな可能性がゼロではないとか、そういったこともる可能性がゼロではないとか、そういったこともる可能性がゼロではないとか、そういったこともで僕が思うのは、最善というのは誰も分からないし、リスクもゼロにはできないわけですか、そこで僕が思うのは、最善というのは誰も分からないし、リスクもゼロにはできるだろうと。それから、こういった議論をするときに、実は

ら、誰が最も不幸なのかということは分からないら、誰が最も不幸なのかということは判めい、あるいは不幸に近いだろうということは判めい、あるいは不幸に近いだろうということは判めらいっても、生命、生存が脅かされている、これはもうかなり大きな不幸と言えると思うので、やはりそういった観点から考える。

り替わっている。 題を起こさないこと、批判されないこと、これが 支援とかもそうなんですが、最初は被災された ンティアのプロジェクトとかも、あるいは企業の りやめているわけですね。これもやはり目的がす 結局批判を恐れて多くの団体とか企業が支援を取 れは行政もそうだと思うんですけれども。そうす 完璧な支援、プロジェクトとかボランティアとい ということがあるんですけれども、そのうち、 的がすり替わってしまうんですね。つまり、 はりいろいろ活動していて感じたのは、問題、目 ると、本当に、批判するのは簡単ですけれども、 うのはないですから、必ず穴が当然あります、 目的の上位に来てしまうんですね。そうすると、 方々に何とか何かを、できることをしていきたい それから、何のためのというところですが、 問 そ B

| じゃ、どうやったら上手に臨機応変に動けるの | とにかく目的と状況に応じて方法の有効性は変わ 一のときに、臨機応変と言われても、それぞれが、 一るんだと、だから随時変えなければいけない。そ 律そのものの使い方、このメタレベルの方法論と いったメタレベルのルールそのものの使い方、法 起こるということが今回の震災が教えてくれたこ いうものを組み込まないと、常に想定外のことが れども、これは実は災害基本対策法とかにもこう い続けてプロジェクトを動かしてきたわけですけ 法を考えていきましょうという考え方をずっと言 況、この二つだけを見定めて、その都度有効な方 の場合はですけれども、という目的と現地の状 たのは、方法の原理という考え方がありまして、 か、これが分からないので、常に被災者支援、こ ですから、僕が常々プロジェクトでも言ってい

かなと考えております。
いっことが僕は原理的に重要なことなんじゃないいうことが僕は原理的に重要なことなんじゃないいったはどうしようもないので、やはりそれは状したではどうしようもないので、やはりそれは状したではどうしようもないので、やはりそれは状んですね。マニュアルは想定外に対処できないとですから、マニュアルは想定外に対処できないとですから、マニュアルは想定外に対処できないとですから、マニュアルは想定外に対処できない

〇会長(小坂憲次君) ありがとうございました。 貴重な御質問、ありがとうございました。

問の方をよろしくお願いいたします。指名のときにはその分を十分に組み込んで、御質ますので、答弁者三人いらっしゃいます、三名御なお、全体で八分というふうにお願いしており

○今野東君 今野東でございます。御指名いただ

○会長(小坂憲次君) 失礼します。ありがと登録はもう既に十人登録いただきましたので、 登録はもう既に十人登録いただきましたので、 は無理だと思いますので、以上で登録を停止させ は不の旨申し上げますので、以上で登録を停止させ はその旨申し上げますので、登録は以上で停止を はその旨申し上げますので、登録は以上で停止を していただくようにお願いいたします。済みません。

済みません、今野さん。

○今野東君 参考人の方々には大変貴重なお話を

き公共の福祉に反しない限りとあるこの言葉との のが憲法十三条でございます。私は、人権という ことを考えたときにこの憲法十三条が最も大切で あると思っておりまして、「すべて国民は、個人 として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対 する国民の権利については、公共の福祉に反しな い限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を い限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を 必要とする。」というふうになっているわけであ か要とする。」というふうになっているわけであ が要とする。」というふうになっているわけであ が要とする。というふうになっているわけであ が要とする。という本が、では、人権という この幸福を追求するという国民の権利と、それか もいますが、それぞれの方々がいずれも共通して触れた

れぞれの方々からお話をいただければと思いまれぞれの方々からお話をいただければと思いま、 含えたらいいのか、そ関係、これを災害という前提があって置いた場

○会長(小坂憲次君) それぞれお願いをいたします。まず、どなたから。お手を挙げていただけます。まず、どなたから。お手を挙げていただけます。まず、どなたから。

○参考人(棟居快行君) ありがとうございます。○参考人(棟居快行君) ありがとうございます。

いたしますと出てこないわけでございます。いたしますと出てこないわけでございます。ますか、個人主義的な、戦後の通常の考え方から其の福祉、例えば大震災の場合には、それを防共の福祉機念は、実はリベラルな憲法観といいな共の福祉機念は、実はリベラルな憲法観といいない。個人主義的な、戦後の通常の考え方から共の福祉という文言は、文字どおりの公共の福祉という文言は、文字どおりの公共の福祉という文言は、文字どおりの公共の福祉という文言は、文字どおりの公共の福祉という文字によっている。

ます。
してこれは学者が勝手なことを言っておえておりたこれは学者が勝手なことを言っておるということのこれは学者が勝手なことを言っておるというというはなくして、そうした伝統の下に日本国憲わけではなくして、そうした伝統の下に日本国憲とから出てくる帰結かなというふうに読替えをされておりまして、決めるというふうに読替えをされておりまして、決めるというふうに考えており、公共の福祉に反しない限りという文言をから出てくる帰結かなというふうに考えており、公共の福祉に反しない限りという文言をがある。

以来の西欧の立憲主義の伝統に立つ憲法の通常の以来の西欧の立憲主義の伝統に立つ憲法の通常のいというふうには多分できていないと。もちろん、そういう解釈を今後立てていくんだという考えはあり得るとは思います、文言が与えられておるわけですから。しかし、今までの考え方とはやるわけですから。しかし、今までの考え方とはやされてすから、公共の福祉に反しない限りという文ですから、公共の福祉に反しない限りという文ですから、公共の福祉に反しない限りという文というですがら、公共の福祉に反しない限りという文とは、

失礼しました。 解釈との関係という意味でございます

○参考人(櫻井敬子君) 難しい質問だと思うんですけれども、まず、憲法十三条そのものは非常にすけれども、まず、自然災害から自由でありたいということは、これをがな側面ということなんですけれども、まず自由権的な側面ということなんですけれども、まず自由をいうかということなんですけれども、まず自由はナンセンスですのであり得ないと思うんですが、自然災害から自由でありたいということは、これでということは、まず、憲法十三条そのものは非常にはナンセンスですのであり得ないと問題によった。

この場面で問題になるとすると、自然災害等によって非常に悲惨な状況に立ち至った、明日どこがれども、その生存自体が脅かされているところで何か人間的な生存ができるように、むしろここを存権的な意味合いとかぶってくると思うんですけれども、その生存自体が脅かされているところで何か人間的な生存ができるように、むしろこことがでは国家に対して求めていくというからないと、そでは国家に対して求めていくというのは機能するんだろうというふうに思いない。

そうすると、生存権のところで公共の福祉の議というのは、必ずしも直接的に言うよりは、むしろ限られた財源の中で、それから制度設計の中で、そういうものの中でなるべくそれをどうやっで、そういうものの中でなるべくそれをどうやって実現していくのかというものとして権利が恐らく想定されるんではないかというふうに考えております。

のかなと。

| と、これだけの規模になったら、そういった文言

を基本法の中にやはり組み込んでおく必要がある

○参考人(西條剛央君) 公共の福祉に反しない限りにおいて自由に生きる権利があるというればも、つまり、個人の自由意思を阻害しですけれども、つまり、個人の自由意思を阻害しているのかなと専門ではないんですが思うんない限りにおいて自由に生きる権利があるということ、これはない限りにおいて自由に生きる権利があるということですね。

これで考えると、僕は実は災害時の災害対策基

| ういう場合は要請がなくても動いていいですよ | るようなもので、これは死を待っているようなも | てほしいか言ってくれれば治しますよと言ってい | れて亡くなりそうな方に、どこが悪いか、どうし 的な、自治体が打撃を受けていますから、そうい なっているだろうと想像はできても、現地が壊滅 か、各自治体、動きたい自治体には、能動的にこ という原則の方をちゃんと守ってあげてという 先ほどの公共の福祉に反しない限りは動いていい のですから、やはりこういうときには能動的に、 れは例えて言うならば、目の前でトラックにひか 報が上がってこなかったわけです。大変なことに 自治体は、支援がしたくてもできないんですね。 元自治体から要請がないと動けないんですね、 きたわけですね。ところが、今の体制ですと、 た制約がないためにどんどん現地に行って活動で 思っています。つまり、ボランティアはそういっ う受動的な体制だと支援が滞ったわけですね。こ いうものをむしろ制約してきたんじゃないかと 本法というのはいろんな自治体の能動的な支援と ところが、今回の災害は、ひどいところほど情 地

実際に、赤十字社は以前は能動的に動けなかったわけですけれども、それが今回は、何年か前に、二千何年か忘れましたが、そういった能動的に、二千何年か忘れましたが、そういっために、時点で現地に向かったんですね。そして、自分たちで問題を探して、そしてそこをちゃんと対策していったわけです。これを自治体レベルでもできるようにすることによって、かなり大きな支援の力というものを、何か有事対応の仕組みというものを整えられると思います。

ありがとうございました。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住でございます。御次に、魚住委員、お願いいたします。

の尊重と人間の尊厳、それを中心概念としてやっ うことで、復興基本法にも記させていただきまし ているわけでございます。 ような観点から出てきている、それが今注目され ときも人間の安全保障という言葉が出てきました でも大変な惨事があったわけでありますが、あの 八月ですか、ハリケーン・カトリーナでアメリカ たわけでございますが、また一方で、二〇〇五年 た。先ほど出されました憲法十三条の個人として 東日本大震災からの基本理念、 また我が国のODAも人間の安全保障という 人間の復興とい

問わず起きるわけでございまして、そんな観点か いうふうになると、先進国であれ途上国であれ、 の経済危機が引き起こす生活不安の拡大、あるい るなというふうに思っております。 ら人権というものをしっかり考えていく必要があ は気候変動に伴う急激な環境変化。だから、こう というのは、今回のような大災害、あるいは突然 なことが強調されているんですね。予期せぬ脅威 安全保障において重要課題として強調していたの 会というのがございましたが、その中で、人間の さんが共同議長をされました人間の安全保障委員 経済学者のアマルティア・セン博士と緒方貞子 突然襲いくる困窮の危険への対処というよう

国あるいは地方公共団体、あるいはコミュニ 報告でございますが、西條参考人のような取組を るいは申請主義で、現在のこの仕組みでいろいろ るという、そういう観点からすれば非常に大事な うアプローチは、今予期せぬ脅威にさらされてい います。必要なものをとにかくやるというこうい ろう東日本、本当に心から敬意をするものでござ いますが、取り組まれてこられたことに、ふんば ができるか、そういう観点からのお考えがあれば でどういうふうに体系化し、ビルトインすること な限界というのをお感じになったというふうに御 アプローチだなと思っておりますが、公平主義あ そこで、西條参考人にお尋ねをしたいんでござ さらにはNPO、NGO、そういう関係 | ジェクトの中でも徹底しまして動いたんですね。

いるようなNPOの取組、国家と個人との中間的 あったわけでございますが、西條参考人の行って お聞かせいただきたいと思います。 付けをしていくべきか、その観点からのお考えを 存在だと思いますけれども、どのようにこの位置 人権あるいは国の責務、緊張関係というお言葉が お聞かせいただきたいなと思います。 続いて棟居先生にお尋ねしたいと思いますが、

ふうに私は思っておりますが。 という観点を強調していくべきではないかという いうふうに思うんですね。だから、やっぱり人権 落が被災者にとっては命取りにもなりかねないと 急時であればこそ、そうした一つ一つの権利の欠 見がちなわけでございますが、しかし、むしろ緊 災害時にある程度避けられないものというふうに 被災者の健康状態とか生活状況の悪化というのは だろうというふうに思っております。ともすれば 災者の尊厳をいかに守るかというのは大きな焦点 国家の責務とするかというお話がございました。 先ほど人権論の一般論の中で、権利方式でいくか ただ、災害救助から復興というその過程では、被 それから、櫻井先生にお尋ねしたいんですが、

いただきたいと思います。 も、この点についてのコメントがあればお聞かせ というものが採択されたようでございますけれど 教育や研修を通じて育むための原則あるいは達成 目標を示した人権教育及び研修に関する国連宣言 去年の十二月ですか、国連総会で、人権文化を

お願いをいたします。 ○会長(小坂憲次君) それでは、西條参考人から

るいは、もう一つ五%理論というものを言ってい かそういうものを気にしていると何もできなくな まして、こういう有事において五%以内のミスと ころで、一つは先ほど申し上げた方法の原理、あ ございます。 ○参考人(西條剛央君) どういったものがビルトインできるかというと 貴重な御質問ありがとう

> うんですね。ですから、そういった考え方をビル と、結果として問題を起こさないようにというこ ですから〇%にしようとするんですね。そうする 誰にも配らないとか、こういうことが起きてしま とで、五百人いる中で毛布が三百枚しかないから これが宣言されているかどうかで全然違ってき トインするのが一つ。 やはり特に地元の自治体、行政の方は真面目

| 載せて、どんどん送っていただいて、直送で送っ みで何とかなった後は、僕らが構築した仕組み、 ろは何とか、自衛隊とそういうヤマト運輸の仕組 ろが、ほかの自治体は、ヤマト運輸さんがやりま る仕組みをつくったんですね。 これで必要な人に必要なものを必要な分だけ届け て、必要な個数が満たされたら消すという方法、 つまり、ホームページに現地で必要なものを全部 ズは多様化していきますので、最初の生存のとこ の仕組みを最初から導入しておいて、そしてニー すよと言っても断ってしまったんですね。僕はこ て、かなり潤滑に物資が配られたんですね。とこ 任せると。その下に自衛隊を付けることによっ んが、実はヤマト運輸さんに気仙沼は市長が一任 ていただいて、送りましたという報告だけは受け したんですね、物資支援。つまり、物流のプロに もう一つは、物資支援の仕組みでヤマト運輸さ

というか迅速に必要な支援ができるのではないか んですね。そういったものを整備しておくこと ページで運用する、その運用はボランティアとか やると決めておいて、その後はそういう各自治体 送る支援の仕組みというのは機能しなくなるの と考えております で、やはり今後何か起きたときに柔軟に、柔軟に 協力者を募るという方法とかいろいろあると思う で、時期に合わせて、最初はそういう運送会社と これは、もうニーズが多様化していくとマスで 一僕らではなくて各自治体が自分たちのホーム

ありがとうございました。

○参考人(棟居快行君) ありがとうございます。 ボランティアという活動を国家と個人の中間の

るから、もう五%以内はいいということをプロ

い御質問でございます。 存在としてどう位置付けるのかという非常に難し

す。 | いというふうにあえて位置付けるよりも、むしろ ましたニーズの多様化という言葉をヒントにいた 方々に、あんたらがボランティアの中心だと言う 動というのを個人と国家の中間の、どちらでもな しますと、ボランティア団体、ボランティアの活 のは、これはもう失礼極まりない話でございま に被災をされて一番弱っておられる方、こういう ふうに考える次第でございます。もちろん、まさ ませてとらえることができるのではないかという 個人の自助努力の延長だというふうに個人を膨ら ただ、私は、今まさに西條参考人がおっしゃり

とですよね、一つは。情報を一番持っておられる 資が届かないというのは、要するに情報というこ 助、そして大きな意味での個人の自助努力という す。ぞうした方々が何らかの形でまさにボラン はないかというふうに思います。 形でボランティアを位置付けることができるので ティアに一定の形で加わるという形で、相互扶 のは、まさに困っている方々、被災者そのもので しかし、他方で、行くべきところに行くべき物

申しました。しかし、この場合は、困っておる人 ランティアなんじゃないかなというふうに先ほど だという、まさに自然発生的な、あっちやこっち おかれたらたまらぬぞということで相身互いなん なったときには、もうとてもじゃないけどほって と、その延長で国家がというふうなことを先ほど ンティアという形を取っていくというのが私はボ やで社会契約みたいなものができて、それがボラ がおるというときに、それはもし次、 まり、社会でみんなでこういうふうにしましょう ということになると思うんですね。社会契約、つ 来のお話で感じた次第でございます 大げさに言いますと、これはある種の社会契約

どうもありがとうございました。

責務として書くかということなんですけど、 権利方式でいくか国家の 申し

かったということなんですね。とを両面から言っているということを申し上げたそういう意味では理屈としては同じ話だというこは一定の規範を国家側に課すということなので、上げたかったことは、権利として書くということ

それで、被災者の方に対して、例えば医療体制の側でそれに応じた体制を取らないといけないわが、いずれにしても、国家の側であるいは自治体が、いずれにしても、国家の側であるいは自治体が、いずれにしても、国家の側であるいは生活援助等について具体的に何かをとかあるいは生活援助等について具体的に何かをとかあるいは生活援助等について具体的に何かをとれて、被災者の方に対して、例えば医療体制

的な制度になるわけじゃないということの中で対 応するべき問題かなというふうに考えておりま ろうというふうに思うので、権利がいきなり具体 でそういう調整を図っていかなきゃいけないんだ すと、結局のところ、具体的な制度設計のところ くるという可能性もあって、そんなことを含めま な話になってくると、むしろ権利として抵触して た方がいいよとかいうようなことをやるかみたい べた方がいいよとか、こういう注射を打っておい にわかに同意していなくても、例えば、これは食 によっては余計なおせっかいで、本人がちょっと 必要でこれをくれというふうに言えるのであれば 本人がちゃんと的確に判断できてこういうものが 福祉などの場面でよく問題になりますけれども、 者の方は多分究極の弱者といいますか、で、社会 余り権利で問題ないと思うんですけれども、場合 かつ、もう一つ考えなきゃいけないのは、 被災

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

○福島みずほ君 福島みずほです。どうもありが

たんですね。つくづくそれはそのとおりで、短く一被災地にこそ日本国憲法が必要だという声も聞い価値の実現をと、生存権、幸福追求権が必要で、岩手や宮城に行ったときに、被災地にこそ憲法

提言でも結構ですので、一言お願いします。端的に出てくるのがこの緊急事態というか災害の端的に出てくるのがこの緊急事態というか災害の権保障規定がまだ実現が弱いのか、その弱いのがお三方から、なぜ生存権、幸福追求権といった人

これは2005年でではないか。 るという問題もあるのではないか。 人権の保障が必要なわけですが、人権が制限され でするという問題もあるのではないか。

これは他の委員会で申し訳ないですが、新インフルエンザ法案が今、国会で審議中ですが、緊急事態宣言をして集会の禁止まで要請と指示が知事事態宣言をして集会の禁止まで要請と指示が知事事というものの、私は、せめて自粛の微妙な要請ぐらいだったらいいけれど、禁止すると、もう公共機関、会場を貸しませんから、緊急事態ということで、あっという間にこういう人権制限、とりわけを表現の自由、集会、結社は表現の自由とも連なるものですから、緊急事態ということで人権が制限される、制限され過ぎるというか、とりわけ自由を規定が制限されるということを櫻井参考人にお聞きをします。

櫻井参考人には、ですから、三点目で、司法のしてきたのは政官業、メディア、司法だと思っていて、司法で原発について差止めなどを認めたりしたのは志賀原発の一審の地裁判決と高速増殖炉したのは志賀原発の一審の地裁判決と高速増殖炉に最高裁、司法はあらがえないというこの現状、勇気ある裁判官が数少なく判決を出してきたと、に最高裁、司法はあらがえないというこの現状、勇気ある裁判官が数少なく判決を出してきたと、らどうかというアドバイスがあればお願いいたしらどうかというアドバイスがあればお願いいたします。

第一点についてになりますが、なぜ生存権、幸の参考人(西條剛央君) ありがとうございます。

こついての感想でも「いていなかったということは大きいのかなと思い『態というか災害の「未曽有の災害ということで、仕組みが全く追い付い、その弱いのが」「一つは、やはり誰もが経験したことがなかった遥追求権といった人」福追求権が弱いのかという。

それからもう一つは、方法の自己目的化と僕はでいると思います。

ありがとうございました。

うに思います。

| ○会長(小坂憲次君)|| 櫻井参考人、お願いしま

○会長(小坂憲次君) それでは、棟居参考人の方いでしょうか、まず。 生存権の話だけでよろし

○参考人(棟居快行君) 一万何千人というような ○参考人(棟居快行君) 一万何千人というような が言い方を申します。しかしながら、被災 がは何人おられるというふうに申しても、それは、 は何人おられるというふうに申しても、それは、 は何人おられるというふうに申しても、それは、 は何人おられるというふうに申しても、それは、 は何人おられるという、 変を幾らここの避難所に は何人おられるという、 この個人に与えられた、 には立っても、 個人の、 どうして自分が、 どうし には立っても、 個人の、 どうして自分の家族がという、 この個人に与えられた、 の人が出会った不幸、 これに対する答えにならな いわけですよね。

という現場で一番求められるということなわけ扱うという、そういう憲法原理がまさにこの被災かかわると思います。つまり、個人を個人として先ほどの福島先生の御質問は、まさにその点に

私、社会保障審議会の委員もしているんですけれども、余り法律家の議論がされていないんじゃないかという感じがちょっとございまして、昔から感染症法とか厚生労働省さんの法律は割とお医さがのは少なからずあるところでして、その辺、どのぐらい詰めておられるのかなというふうに思うところなんですが、しかし、あるべき議論をするところなんですが、しかし、あるべき議論をするところなんですが、しかし、あるべき議論をするところなんですが、しかし、あるべき議論をするところなんですが、しかし、あるべき議論をするところなんですが、しかし、あるべき議論をするところなんですが、というふうに、有事法制みたいなところでいうなというふうに、有事法制みたいなところでいうと、そういうものとして見ているということがごと、そういうものとして見ているということがごさいます。

法令と良心に従ってというところに憲法が入り込ある種の裁判所カルチャーというのか、なかなかの議論で裁判官は何を判断しているかというと、第一義的には法律適合性を判断しているかというと、第一義的には法律適合性を判断しているかというと、第一義的には法律適合性を判断しているかというと、第一義的には法律適合性を判断しているかというと、の議論で裁判官は何を判断しているかというと、というところに憲法が入り込む。

いうことができるように憲法裁判所をつくればい にいうことができるように憲法裁判所をつくればい にいったいうと、憲法論だけが先行してしまいま くいのかというと、憲法論だけが先行してしまいま くいのかというと、憲法論だけが先行してしまいま くいかうことができるように憲法裁判所をつくればい にんでいかないというところが問題で、じゃ、そう いんでいかないというところが問題で、じゃ、そう いっことができるように憲法裁判所をつくればい にんでいかないというところが問題で、じゃ、そう いっことができる

⊖会長(小坂憲次君) 次に、古川委員、お願いし

〇古川俊治君 三人の参考人の方、ありがとうご

伺いたいと思っております。ちょっと法律的な観点から櫻井先生と棟居先生に始めとしまして法律家が多いものですから、始めとしまして法律家が多いものですから、ただ、私は、この中にも江田先生や福島先生を

人権調整の中に終わっている、そういった気がす

るんですが、その点についてお二人の意見をいた

最初に、棟居先生から大変分かりやすい憲法の、インフラの義務という、国家の義務という点と、それからリベラルな契機のジレンマというとと、それからリベラルな契機のジレンマというととのおっしゃるように、個別法に憲法の価値を生のおっしゃるように、個別法に憲法の価値を生かしたいというのは願いなんですね。ところが、かしたいというのは願いなんですね。ところが、ないというのは御指摘のとおりだと思っておりまないというのは御指摘のとおりだと思っております。

我々がやっていることといいますと、先生方御我々がやっていることといいますと、先生方御なっているのですて、そこから政策を考えていくというところには利害関係者からたくさんのヒアリングを行っは利害関係者からたくさんのとアリングを行っているんですて議論をしていただくと。そして、者を呼んできて議論をしていただくと。そして、者を呼んできて議論をしていることといいますと、先生方御なっているんですね。

を闘わせると簡単にできるんですね、その調整と機というのは、その利害関係人を集めてきて議論かりませんが、確かに人権調整的、リベラルな契のように、楝居先生、そういう意図があったか分のように、楝居先生できるんですが、御指摘

また、我々が丘十年間、この日本国憲去下で義制約もあるし、そういうことで非常に難しい。くか、こういった義務論になりますと、財政的なに、大きなところから国家がじゃどう整備していいうのは比較的。ところが、今回の被災のよう

です。

さ結構なので御指摘いただきたい。これが第一点時常にいいと、これは櫻井先生の御意見だと思うれですが、そういうこととして、今の政治の審議れですが、そういった何か仕掛け、仕組みがあると非常にいいと、これは櫻井先生の御意見だと思うまた、本当に個別法に憲法的価値を生かしていまた、本当に個別法に憲法的価値を生かしていまた。

という場合はあるわけですね。という場合はあるわけですね。無二点目が、裁判所についてなんですね。私も第二点目が、裁判所についてなんですね。私も第二点目が、裁判所についてなんですね。私も第二点目が、裁判所についてなんですね。私も第二点目が、裁判所についてなんですね。私も

ています。

きるんじゃないかという御提言も含めて、あるいいった点、もちろん法律改正でこういうことがでいった点、もちろん法律改正でこういうことがでとんどんどんどん言っていただきたいという気はどんどんどん言っていただきたいという気はのアドバイスというのを違憲立法審査権以外にものアドバイスというのを違憲立法審査権以外にものアドバイスというのを違憲立法審査権以外にものアドバイスというのを違憲立法審査権以外にもなりに、個別的我々も、その憲法の価値というものに、個別的我々も、

は現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと有意義には現在の司法制度改革で裁判所にもっと言いる。

○会長(小坂憲次君) 櫻井参考人と棟居参考人で

す。 ○古川俊治君 はい、そのお二人にお願いしま

○会長(小坂憲次君) では、櫻井参考人、お願い

というような感じではないかなというふうに思っ ができたりとか、ようやく少し分かってきたかな 平成五年になってやっと行政手続法なんというの るようになってきて、例えばデュープロセスなん はかなり違っているんだろうというふうに思いま にある考え方は非常に違うということで、法文化 まねしようと思っても、分かるところだけ持って 値観というのは分かりにくいところがあって、今 ですけれども、なかなかアングロサクソン的な価 イツというのは、日本、今の憲法はアメリカなん ○参考人(櫻井敬子君) す。そこのそごというのはあって、少しずつ分か くるというのが、それは可能なんですけど、背景 という観念も余りちゃんと理解されていなくて、 でも法律作るときに、なかなかアメリカの法律を 一点目は、アメリカとド

> 「います。 いろいろ質問等される中でされればできることが ので、手続として一個何か設けておくと若干得る もしれないですけど、ただ、それだと流れちゃう

プFよ与本が、そらそら三つの単吾を知ってい能してないです、というふうに思います。 題だというふうに思っていて、これ何かうまく機 題だというふうに思っていて、これ何かうまく機

しゃないかというふうなことで、その辺り、 **|うこの三つなんですね。この三つの言葉を知って** 争解決機関としては前提が成り立っていないん 常に問題で、そこをちゃんとクリアしないと、紛 すけど、門前払いが非常に多いというところが非 ことであればまだ納得感が一定あるんだと思いま りに考えていただいて、結論として駄目だという いれば、これでどこかで引っかかって却下できる 実際に文章に書いておられるのがあるんですけれ にシリアスに受け止めているということでござい す方は、ちゃんと自分の言い分を言って、それな たりしているということで、やっぱり争いを起こ ので何とかなるみたいなことが割合普通に言われ ども、それは処分性と原告適格と訴えの利益とい れば行政訴訟というのは務まると元裁判官の方が 行訴法自体が、そもそも三つの単語を知ってい

○参考人(棟居快行君) 第一の御指摘、御質問というふうに思います。 もちろん、調整の場になっているという御指摘、これは我々もよく耳になっているという御指摘、これは我々もよく耳になっているという御指摘、それは国民代表機関が立法されるわけですから、そもそも当然のよく耳になっているという御指摘、御質問とというふうに思います。

一定の利害を代弁してもらうという、こういうこは、この立法過程なりに代表を送り込む、そこでは、この立法過程なりに代表を送り込む、そこであ方というのは声なき声の持ち主で、そういう方に、最も不遇な人というロールズのフレーズ、引しかしながら、先ほど鈴木寛先生の御発言の際しかしながら、先ほど鈴木寛先生の御発言の際

とがそもそもできないでいる。

う声の出しようもないと、こういうふうになって 後の最も不遇な状態になったときに、ああ、し う。言わば弱い自分がそこにおります。そして、 ぞというときには釣りに出たいんだ、海の前に住 ぶってくるとすると、平時の自分としては、 れませんけれども、そうしたいろんな規制がか おるとしますと、いつ津波が来るか分からぬから 結局困ってしまう。本当に被災してしまう。その んで何が悪いんだと、こういうふうに思ってしま えば釣りが好きだから、毎日海を見て今日はいい や、それは嫌だなと、自分は好きなところに、例 とか、しっかりした家では意味がなかったかもし ここに住むなとか、もっとしっかりした家にしろ と、まさに例えば私が被災地のど真ん中に住んで あるいは、今回の大震災のような例を考える あのときああしていればと後悔してもも ۲ ﴿

必要だということだと思います。が単なる調整の場に終わらない立法過程にとってが単なる調整の場に終わらない立法過程にとってその一番声なき部分を酌み取っていくかというのですから、その立法過程でどういうふうにして

これは先生方に大変失礼な物言いかもしれませ これは先生方に大変失礼な物言いかもしれませ これは光生方の想像力で おっていただきたいというふうに思うのが一点で 表れてこない部分、これを酌み取る、声なき声に んが、まさに参議院は理性の府として、本来数に これは先生方に大変失礼な物言いかもしれませ

かと思います。 かと思います。 かと思います。この首相公選というような議 はがございます。この首相公選というものの一定 はがございます。この首相公選というものの一定 はがまさに行政を通じて実現され得るというような議 ませんけれども、例えば首相公選というような議 ませんけれども、でないとと言うとこれまた何か

下に置かれると。憲法、立法、行政と、こういうくまで行政機関というのは内閣も含めましてそのあり、法律を作る先生方の立法機関があって、あ翻って、現行の議院内閣制の下ですと、憲法が

担ってこなかったということがあるわけでございす。その結果としまして、内閣が高度のガバナンす。その結果としまして、内閣が高度のガバナン

失礼しました。 安本については、想像力を持つ法曹を育てるいろ の本については、想像力を持つ法曹を育てるいろ とうも長くなりまして失礼いたしました。司法

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。

○井上哲士君 三人の参考人、ありがとうございます。

できるという、これも発展をさせてきたんです に対しては、これまでは融資だけだったのが中小 と、いわゆる事業の施設ですね、そういうところ した。それから、今回の東日本大震災でいいます 宅への個人補償ができるように発展をさせてきま て、被災者生活再建支援法を作って、事実上の住 憲法ではできないんだというような議論があった て、個人住宅への補償を求める声に対して日本の この問題は阪神大震災のときに大きな問題になっ ろもあるという趣旨だったかと思うんですが、そ 行憲法は修羅場で必ずしもうまく機能しないとこ すが、棟居参考人の御意見の中で、優等生たる現 のに対し、これ非常に超党派また市民運動もあっ の中で個人補償のことも挙げられました。ただ、 企業などがグループを組めばこれも直接の補助が 最初に、棟居参考人と西條参考人にお聞きしま

そういう点でいいますと、今の憲法は生存権とれからお聞きしたいのが一点です。その辺どうお考えか、それぞいていなかったことにこそ私は問題があると考えいていなかったことにこそ私は問題があると考えれからお聞きしたいのが一点です。

の判決書かれた井戸裁判官が最近書かれていますもお聞きしたいんですが、差止め請求で原告勝訴それから、櫻井参考人に原発の訴訟の問題で私

場合はこれが逆になっていて、それは、現状を改変するのも、それから安全性についての資料を立証責任を負わせるということが、当初はそうでもなかったのが今はそうなっているという、こういう御指摘をされているんですが、こういう現状についてどういう御認識かということと、それから、どう変えるべきかという辺りをお聞かせいたら、どう変えるべきかという辺りをお聞かせいたら、どう変えるべきかという辺りをお聞かせいたら、どう変えるべきかという辺りをお聞かせいたら、どう変えるべきかという辺りをお聞かせいたら、どう変えるべきかというですが、具状を改場合は、現状を改場合は、これが逆になっていて、それは、現状を改場合は、これが逆になっていて、それは、現状を改場合は、これが逆になっていて、それは、現状を改場合は、これが逆になっていて、それは、現状を改場合は、これが逆になっていて、

○会長(小坂憲次君) それでは、まず棟居参考人

○参考人(棟居快行君) 個人補償についての御質問といいますか、徐々に個人補償の範囲が充実しためることによって直接の補助が可能になっている、これは憲法原理と相反するということなのか、そうではないだろう、生存権あるいは幸福追か、そうではないだろう、生存権あるいは幸福追か、そうではないだろう、生存権あるいは幸福追か、そうではないだろう、生存権あるいは幸福追か、そうではないだろう、生存権あるい古を表しているべきだったということではないの御質があってしかるべきだったというか、御指摘だろうと思います。

切言えないというふうに考えます。とで、憲法上それができないなどということは一私は、もちろんこのような施策は大変結構なこ

してくるというのはよくないんではないかというしてくるというのはよくないんではないかという現実論もありますけれども、逆に言うと、余り国家がウもありますけれども、逆に言うと、余り国家がウもありますけれども、逆に言うと、余り国家がウもありますけれども、逆に言うと、余り国家がウもありますけれども、逆に言うと、余り国家がらの給付てくるというのはよくないんではないかという現実論してくるというのはよくないんではないかというと、そういうと、では、国家の一施策でございしてくるというのはよくないんではないかというしてくるというのはよくないんではないかというしてくるというのはよくないんではないかというというという。

いうのが私なりの立場でございます。は大いに結構だけれども、権利論にはつながらなは大いに結構だけれども、権利論にはつながらないうというふうに思います。ですから、施策としてりベラルな国家観、憲法観が壁としてあるんだろ

原告側に立証責任があると。しかし、公害裁判の

普通の人格権侵害を理由とする民事訴訟では

○参考人(西條剛央君) 失礼しました。

個別の法律が追い付いて

たほども申し上げたように、やはり今回の想定います。

一で、是非、同じ悲劇を繰り返さないため、あるい | るので、やはりそういった点で、結果として復興 で、減らすためにも、そういった条件を整える法 うと思うので、やはり少しでもそういった悲劇 らそういう死者もこれからどんどん出てきてしま られるのは本当にここにいる先生方だと思うの 支援が進むような法律を作れる、その条件を整え ことがあるたびに現地のボランティアは激減する 無料化ですね。全国の動向と一緒に東北の方も同 いと思うんですが、 いうんですか、それは、ボランティアには絶対で ですが、そのときにやはり法律、立法家の役目と 外のことが起き過ぎたということはあると思うん いと思います。よろしくお願いします。 いる方、何とかしてほしいという方はたくさんい んですね。これはもう事実で、今は本当に困って じように無料化が解除になったりとか、そういう 整備といった点、是非御尽力いただければ有り難 を、これは人の努力で減らせるところだと思うの はまだまだ本当にこれからも関連死の、残念なが もそうなんですが、先ほど申し上げた高速道路の きないことは何かというと、申し上げるまでもな 例えば、特区とか災害基本法

○参考人(櫻井敬子君) 訴訟の立証責任の分配の はなんですけれども、これは両当事者の実質的な 点なんですけれども、これは両当事者の実質的な 点なんですけれども、これは両当事者の実質的な 点なんですけれども、これは両当事者の実質的な

んとBさん、基本的に対等な当事者間で、しかえを持っていまして、民事訴訟の場合だと、Aさそれで、行政訴訟の場合は私はちょっと違う考

違いがあるような場合には、そこに配慮して立証 をたくさん持っているなんというように力関係に 民と公権力の行使の主体が対峙するわけですよ も起こすというふうになっているので、これ、国 だと国若しくは地方公共団体に対して抗告訴訟等 るんですけれども、原理的に言うと、国民が、今 れども、行政訴訟の場合も似たようなところもあ 意識として持っております。 の分配の話が民事と同じようなレベルで考えられ あるはずで、そういう観点からすると、立証責任 している場合には当然説明責任というのがむしろ にあるということもさることながら、裁量権行使 ね。ですから、そうだとしますと、情報が国側等 について対応させるということかと思うんですけ てよいものかというのをむしろ逆に私などは問題 事実上、医療訴訟のように病院側の方が情報

それで、さっき申し上げた福島第二原発訴訟も、当事者の主張がちょっと私余りにもすごいなと思ったんですけれども、判決はいいんですが、国側の主張というのがすごい古典的な行政法の理はり裁判は一種のゲームみたいなところがあるのがあると思って説みましたけれども、ちょっとそのかなと思って読みましたけれども、ちょっとそのかなと思って読みましたけれども、ちょっとそれどうなのというところは本直に言って思ったところで、少し構造的には考える余地があるのかなというふうに思っております。

○会長(小坂憲次君) 次に、那谷屋正義君 御指名ありがとうございます。今日は三人の参考人の方々、ありがとうございます。

うテーマを設定していただいた幹事の方々にはまのテーマとして大震災と人権保障という、こういで、少しずつ自分の中で頭の整理がなってきたので、少しずつ自分の中で頭の整理がなってきたのこれまでの今日の議論をいろいろ聞いている中

ころであります。とを議論を聞く中で更に痛切に感じてきているととを議論を聞く中で更に痛切に感じてきているというこず感謝申し上げたいというふうにも思いますし、ず感謝申し上げたいというふうにも思いますし、

| るいは法の不備があったのかと、様々こういう議 この相反するもの。それから、例えば子供の学習 上げが上がらなかったとか、あるいはボランティ で、特に人権というものを見たときに、例えば西 論があるというふうに思いますけれども、その中 の復旧復興に対して憲法が不備があったのか、あ 有償サービスを受ける人が減ってしまうという、 いっちゃう感じなんですけれども、例えば支援物 條参考人の本を読ませていただきましたけれど のであっても、この非常時においてはなかなかそ は大体もうスムーズにすっと入ってくるようなも を中心とする今日の議論というものが、平常時で があるということで、この憲法のいわゆる十三条 問題、あるいは認定支援の線引きいかんによっ 権、これを保障しようというふうなことに対し て、逆に言うと被災にならなかった商店の方が売 資を調達する、そしてそれを受けることによっ も、非常に読みやすくてすうっと一気に読んで の中で私は理解をしたところであります。 れがうまく機能していかなかったというのが今日 て、同じ被災者間でも平等権というそういう問題 アのサービスを受けられるがために、逆に言うと 特に、今お話がありましたこの震災、そこから 一方では被曝する危険性があるというふうな

番を付けていただきましたけれども、そうしたあるとこで、棟居参考人がお話しになった想像力を働いたことができるんだというようなことがけを忠実ではないかなというふうに思うわけであります。ではないかなというふうに思うわけであります。ではないかなというふうに思うわけであります。それの一つの方法として、これも棟居参考人の方れから自由、そして幸福追求ということだけを忠実れから自由、そして幸福追求ということだけを忠実ないからヒントをいただきましたけれども、そうしたあるという。

なというふうにも思うんですが。入れていくということは非常に重要なことなんだものをやはり一つの考え方の中に、想像力の中にる種の順位付けといいますか優先順位、こうした

うふうに思います。 「一人の方々の見解をいただければという思ったところなんですけれども、これについて今思ったところなんですけれども、これについてくて、やはりそれを受ける、それを生かすためのくて、やはりそれを受ける、それを生かすためのこれを全て条文化すればいいということではな

以上です。

○会長(小坂憲次君) それでは、棟居参考人から

○参考人(棟居快行君) どうもありがとうござい

下で、たれて、 を を を を がなか現地の情報がつかめなかったと。そした。 を を がなか現地の情報がつかめなかったと。それで、 を も正確じゃないかもしれませんが、伊丹の自衛隊 も正確じゃないかもしれませんが、伊丹の自衛隊 も正確じゃないかもしれませんが、伊丹の自衛隊 も正確じゃないかもしれませんが、伊丹の自衛隊 を を す第一報として情報を手に入れられた。それを紹 で、それで大変なことになっているというのをまず第一報として情報を手に入れられた。それを紹 がされた警察関係の方は、たまたまセンスのいい 自衛官がそこにいたからそういうことができたん だ、センスという言葉をお使いになりました。想 像力というのをセンスと置き換えてもいいと思い ます。

まだ、そこで那谷屋先生が恐らく御指摘されよりいう順位付けなりの何かの手掛かりがないと、 すいう順位付けなりの何かの手掛かりがないと、 は公権力行使ですからおかしなことになるんじゃ は公権力行使ですからおかしなことになるんじゃ ないかと。どういうふうに想像力を言わばコント ロールしていくのかという、これまたある種、ニ ロールしていくのかという、これまたある種、ニ は背反状況があるわけです。

んですけれども、想定外を想定する訓練を年がらですから、これはやはりマニュアル化は無理な

常に必要かなというふうに思っております。常に必要かなというふうに思っておりませんけど、のが日本ではなかなかなじみがありませんけど、の方、あるいは自治体の方、あるいは自治体の方、あるいは自治体の方、あるいは自治体の方、あるいは自治体の方、あるいは常ランティのが日本ではなかなかなじみがありませんけど、またが、のが日本ではなかないと思っております。

○参考人(櫻井敬子君) 憲法論というふうにいろ言っているんですが、結局、何かマニュアルにされると思うんですが、結局、何かマニュアルにされると思うんですが、結局、何かマニュアルにされると思うんですが、結局、何かマニュアルには法律にせよ規定があっても、規定を置いた瞬世よ法律にせよ規定があって必ず出てくるので、要するに、それをどういうふうにその趣旨を読み込んで魂入れた仕事をするかということだと思うんでで魂入れた仕事をするかということだと思うんですね。

その場合の、魂を入れるというか、そこの部分が憲法ということで、そういう意味では内容は限りなく白地に近いというか、その時点において白地のところに入れ込んでいくその入れ物が憲法なんじゃないかというふうに私は考えております。ときに、御指摘いただいたこと、一部やはり問題になったところあるんですね。というのも、支援物資を送ります、そうすると、地元の業者さんがありますと、自分たちの物が売れないからという及りますと、自分たちの物が売れないからというとがあったんですけれども、それでもそういう議論といたわけですけれども、それでもそういう議論といたのはあるんですね。

たが費かされている人がいる中で、店は残って、 たると思うんですが、生存、生命ですね、生命、 自由、幸福の追求という順番からいくと、例えば を物家電とか、一切支援を受けられない、持って いませんとこれは生存にかかわるわけですよね。 そのときに、全て流されている人がいる中で、生 ですね。それこそ棟居参考人の議論をそのまま使 ですね。それこそ棟居参考人の議論をそのまま使

が。 というに売れませんという方を、どちらをいつものように売れませんという方を、どちらのにかく何も、全て失ったわけだから、そこを補塡というのは一度送られ続けるものではないので、僕はというのは一度送られたらその後何度も送られというが重要ですよねということでやってきましたが。 しているわけですから、それは生存とかそちらのかという議論になるわけですね。家電が、

いろんなところで飛び交って、要するにボランいろんなところで飛び交って、要するにボランが怖くてやめてしまう人もいるんですが、実はこういう議論をするときにも、ちゃんとこういう考え方の基準みたいなものが整備されていると、いや、それは順番が違いますよねということで建設的に議論しやすいということもあるので、生命、自由それから幸福の追求というこの序列というものをちゃんと何か組み込んで形にしておくというのは、実は極めて重要なことなんじゃないかと思います。

ありがとうございました。

〇会長(小坂憲次君) 次に、谷合委員。

○谷合正明君 公明党の谷合です。今日は本当に

かなと思っております。観点からも考えていくということは重要ではないが、私は東日本大震災からの復旧復興を国際的な大震災と人権保障というサブテーマであります

再統合に関する原則というものが取りまとめられ 居住、移転に関する原則でありますとか、帰還、再定住及び いでしょうか。ことで国際的にこれは認知されております。これ お願いします。とで国際的にこれは認知されております。これ お願いします。ことで国際的にこれは認知されております。これ お願いします。ども、国内避難民という言葉がありますけれ と思います。それで、国内避難民という言葉がありますけれ と思います。

こうした原則の中にも、日本との関連において、特に日本は災害管理における日本の知見というものが海外の法令や政策に取り入れる際に有益な示唆になるというふうに位置付けられておりまして、今回、改めてこの憲法審査会でこうした議論を深めていくことは重要であるというふうに認論を深めていくことは重要であるというふうに認論を深めていただきたいと思います。

それで、質問をさせていただきますが、まず櫻井参考人ですが、この強制移動が継続する状況、あるいは帰還、再定住及び再統合というそれぞれの段階において、参考人が最後にまとめで述べられておりましたが、人権保障のシステム、機能する事後救済の仕組みの立て直しと言われましたが、今の日本の災害の、特に原発災害のこの状況の中で、強制移動が継続する状況、帰還、再定住及び再統合のそれぞれの段階において具体的に機及び再統合のそれぞれの段階において具体的に機及び再統合のそれぞれの段階において具体的に機をでする事後救済の仕組みの立て直しというのはどういうものなのかということが、もし御所見があればお願いしたいと思います。

様居参考人には、憲法の保障する基本的人権というのは個人の権利であります。しかし、今、集現れております。国家を個人ではないコミュニティーの権利ともいうべきものが、状況が現れております。国家と個人ではないコミュニ 団移転等、個々人の人権の総和を超えるようなコミュニティーの権利ともいうべきものが、状況が き法上どのように位置付け、対応していくべきものなのかということについての御所見を伺いたいき 機居参考人には、憲法の保障する基本的人権とと思います。

○会長(小坂憲次君) それでは、櫻井参考人から以上です。

○参考人(櫻井敬子君) お尋ねは、強制的に移動いでしょうか。

どこにでも住めるはずということになりますけれ居住、移転の自由というのがあるので、本来は

うところで。 あるいは設備をちゃんとすれば住めるんじゃない ども、 かとか、そういう形での紛争は当然あり得るとい 思います。ただ、個別の状況に応じていろいろ きないというふうにはむしろならないんだろうと 祉の観点から、公権的な観点から、その人のため 能なんですけれども、ぎりぎり言えば、 権利侵害ではないかという問題を立てることは可 域とか居住制限区域というのが設けられていると 等に有害なところがあるというので立入り制限区 な、もう少し近くには住めるんじゃないかとか、 にむしろ居住を制限するという仕組みになってい るということで、結論的には、そういうことがで いうことかと思いますので、そのところはまさに しかし、そこに住むと、むしろ生命、 公共の福 身体

権利救済の仕組みとしましては、裁判所でも大さので、やっぱり行政的な救済であるとかあるいは行政相談であるとかないんで、余裕は全くないと思いますので、むしろそういうが災の場合には非常に重要でして、ないと思いますので、むしろそういうが災の場合には非常に重要でして、ないと思いますので、むしろそういうのが特にこういう被災の場合には非常に重要でして、あるいはできることがないか、あるいはできることがないか、あるいはできることがないか、あるいは潜置をできないかとかあっせんができないかとか、表別所でも大きないかとかあっせんができないかとかあっせんができないかとかあっせんができないかとかあっせんができないかなというふうにきないかとかあっせんができないかなというふうにきないかとかあっせんができないかなというふうにきないかとかあっせんができないかなというふうにきないかとかあっていくべきではないかなというふうにませていくべきではないかなというふうに考えております。

| ○参考人(棟居快行君)| ありがとうございまし

私は、この集団移転のような場合に確かにコミュニティーとしての権利が揺るがされるという、そういう認識は先生と共有しております。しかしながら、それも先ほどの魚住先生に対しての私なりの回答とも共通いたしますけれども、あく私なりの回答とも共通いたしますけれども、あくれなりの回答とも共通いたしますけれども、あくれば、この集団移転のような場合に確かにコミュニティーとしての権利が揺るがされるというな場合に確かにコミュニティーとしての権利が揺るがされている。

言い方を換えますと、例えばインターネットに

らえていけるのではないかというふうに私として という、こういう形で、あくまで人権論としてと 由とか、そういうふうに憲法上は分類されるわけ というと、決してそんなことはない。むしろ、 | それでコミュニケーションが満足されているの は思っております。 して現状をなるたけよその場所でも維持していく なくて、一定の今までの生きざまに対する権利と ミュニケーションの自由といいますか、表現の自 題でありまして、これは、ですから、 ている、そういう個人とその周りの人たちのネッ 目の前にいる人たちと、今までずっと付き合って に地球の裏側の人と話をしたいわけではなくて、 接続できるよとかテレビがあるでしょうという、 トワークをどうやって維持していくのかという問 一番簡略化された、しかしコミュニケーションし ニティーだと思うんです。コミュニケーションが ああとかうんとかで済む、そういう究極のコミュ きた人たちと、あるいは言葉が要らない関係で、 ですけれども、これをばらばらの個人としてでは 個人のコ

以上です。

【 | 参考人の先生方におかれましては、大変重ぎ | ○福山哲郎君 | 会長、ありがとうございます。< | ○会長(小坂憲次君) | 次に、福山委員。

は過剰な状況によっては国家の介入でございましいる方の命や家族のことを考えたときには、これ続けてくれとお願いをすることは、作業をされて何えばで申し上げれば、福島第一原発で作業を

ここは、どこでどう線引きをするのかというの一つ間違えればそれは過剰な介入になります。でして、しかし、この相対的な公益性の判断は、て判断をするしかなかったというのが当時の状況た。しかしながら、それは相対的な公益性を考え

ここは、どこでどう線引きをするのかというのですが、そのときの状況の概念なのか、更に言えなのか、そのときの状況なのか。例えば、時間の概れは一体どういう状況なのか。例えば、時間の概れは一体どういうが況なのか。例えば、時間の概れは一体どういうが況なのか。例えば、時間の概れは一体どういうが記載をしました。しかし、それは一体どういう範囲で担保できるのかというのここは、どこでどう線引きをするのかというのここは、どこでどう線引きをするのかというの

例えば、先ほどトップダウン型に変えるとおっ となくて、時間とか状況の概念で言われているの いないものに対して自治体に権限が与えられてい るものに対して、一体どういう形でその権限移譲 るものに対して、一体どういう形でその権限移譲 るものに対して、一体どういう形でその権限移譲 るものに対してとが私なかなかイメージがで り得るのかということが私なかなかなスキームがあ かも含めて、若干櫻井先生に御示唆をいただけれ ばと思います。

それから、西條参考人の言われた話でいうと、 重要なのは、例えば三百枚の毛布で五百人だから をべきものなのか、それは軍と個人との関係で語 るべきものなのか、それは軍と個人との関係で語 るべきものなのか、それは軍と個人との関係で語 と、まは私もそういう場面しょっ という出くわしました。そのときに私が言ったの は、そんなものは現場でやれと、そんなことまで た。それを基準とかガイドラインという表現です た。それを基準とかガイドラインという表現です ると、実はまた同じ画一的な状況に陥るのではな ないかなという懸念を持っておりまして、そこを西 いかなという懸念を持っておりまして、そこを西 いかなという懸念を持っておりまして、そこを西 いかなというと、

棟居先生には、もう本当に重要な御指摘をいた

だいたんですが、生命、自由、幸福追求。例えばだいたんですが、生命、自由、幸福追求。例えばだいたんですが、生命、自由、幸福追求。例えばだいたんですが、生命、自由、幸福追求。例えばだいたんですが、まれは公務員だといいながら、どこまでそのが、これは公務員だといいながら、どこまでそのが、これは公務員だといいながら、どこまでそのが、これは公務員だといいながら、どこまでそのことを実際として我々は指示できるのかということ。これも日々、我々の中では葛藤でした。そのことでついて、もし棟居参考人から何か御示唆がいただければ有り難いと思います。

順次お願いします。 〇会長(小坂憲次君) それでは、櫻井参考人からありがとうございました。

それで、一つ考えなければいけないことは、それで、一つ考えなければいけないことが問われていると思うんですけれども、そうすると、それはやらなきゃいけないと、も、そうすると、それはやらなきゃいけないと、も、そうすると、それはやらなきゃいけないととが問われているということを前提にしたしかし間違いがあり得るということを前提にしたしかし間違いがあり得るというとというの場で限られた情報の中で、とにかく何もやらなの場で限られた情報の中で、とにかく何もやらないというのが基本なんだろうと思うない。

らいにしておかないと多分動かないんじゃないか 方なときには、生命、財産に対する不利益があっ たというような場合には、事後的な一種の、何で たというような場合には、事後的な一種の、何で たというような場合には、事後的な一種の、何で たというような場合には、事後的な一種の、何で たというような場合には、事後的な一種の、何で

ろであります。

それで、廃掃法の話されたんですけれども、私をよっと港湾法の話しましたが、実は廃棄物処理ちょっと港湾法の話しましたが、実は廃棄物処理はで、分権化と民主化ということで、地方公共団でで、分権化と民主化ということで、地方公共団にで、分権化と民主化ということで、地方公共団にで、分権化と民主化ということで、地方公共団にで、分権化と民主化ということで、地方公共団にで、分権化と民主化という、そういう占領政策と関係事法の話されたんですけれども、私

そんなことで、港湾管理もべたべたな自治体の事務ということになっているんですが、例の有事立法ができましたときに、国民保護法とかでするというような仕組みつくっていますけれども、これも港湾管理者がする権限を大臣が代行するみたいな仕組みになっているんですが、最終的には。今ある公共事業の代行法だと、自治体が要には。今ある公共事業の代行法だと、自治体が要には。今ある公共事業の代行法だと、自治体が要には。今ある公共事業の代行できるという、そううではなくて国の方がするという扱いなんですが、そううではなくて国の方から代行できるという、そう

こういうのを、当時の文脈からいうと、本当にこんな法律作って動くのかという大問題はありますが、しかし震災を経て、一定の、何といいますか、事実状況というのを踏まえて、どういうふうか、事実状況というのを踏まえて、どういうふうか、事実状況というのを踏まえて、どういうふうに思っておるところです。

人が多い、あるいは臨機応変にその人のセンスときに、臨機応変にやりなさいといってもできないじゃないかと、僕もそう思います。ただ、そのと国と個人のどちらが判断することなのか、個人の参考人(西條剛央君) ありがとうございます。

言われるものでやってしまうと悪くなってしまう言われるものでやってしまうというとはこの際はもう気にり、あるいは五%以内のことはこの際はもう気にり、あるいは五%以内のことはこの際はもう気にりないようにしようといったような序列だったり、あるいは五%以内のことはこの際はもう気についう基準、緩やかなガイドラインみたいなのはあいうと悪くなってしまう言われるものでやってしまうと悪くなってしまう

| 考人等の御専門家の御意見も聞いてみたいなと うんですね。その点、御意見をというか、櫻井参 かな人権侵害なんではないかと素朴に思ってしま 関係なくそれを決めますというのは、これは明ら と現地の人が言っている、けれども住民の意見は 幸福追求権を脅かすから再稼働をしないでほしい とがやはりありまして、余りこういう場で触れる 判断力というものが違ってくるかなと思います。 ティーとないコミュニティーでは大きく個々人の すね。これは、共通了解している、あるコミュニ 的を見定めて判断しましょうという方法の原理で ちょっと思った次第です。 稼働の問題ですね。こちらは、やはり生存権とか べきじゃないのかもしれないですけど、原発の再 人権の問題でこれはどうなのかなと思っているこ んですが、国と個人との関係という意味で、僕は それからもう一つ、より原理的には、状況と目 あともう一つ、ちょっと直接のお答えではない

以上です。

○会長(小坂憲次君) それでは、手短に引き続き

○参考人(棟居快行君) 先ほど挙げられました自

した究極の選択はまさに個人の自己決定に委ねらざるを得ないわけでございまして、あくまでこうはそこには含んでいないというふうにこれは考えら、全体の奉仕者といいましても生命の犠牲までとして公務員を位置付けております。しかしながしかし、かつまた憲法は十五条で全体の奉仕者

ところまではこれは言えないと、そういう有効な れている、 職務命令は出せないということだと思います。 中途半端に引き受けて、私やりますといって途 つまり職務命令で、 命を懸けろという

うか分かりませんが、志願者に行っていただくと をしていただくしかこれはない局面だというふう があるかというそのマキシマムのリスクを説明し 分困るわけです。ですから、よくどういうリスク 中でほうり出されたり、混乱する、これは一番多 いう、その都度の個人の自己決定という重い決断 かつ、言わば、志願兵という言葉がいいかど

〇会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

うことで、最後の質疑者にしていただいておりま ○中村哲治君 民主党の中村哲治です。幹事とい

西條参考人に質問をいたします。

階の話です。 ように救済していくのかという、そういう第二段 個人の人間の生活状況に当てはめて、そこでどの わゆる立法論の段階です。もう一つは、個別法を 段階あります。一つは、先ほど櫻井参考人がおっ しゃったように、個別法として規定する段階、い 憲法価値を人権保障に役立てる段階としては二

価値の原理でもあるし、方法の原理でもあってと の型みたいな、何にでも通用する原理なんです。 かという理論的背景として構造構成主義というの 中で、プロジェクトがなぜこのように成功したの す。百六十一ページに、糸井重里さんとの対談の 第二段階の話をしていただいていたと思うんです いうふうなことで書かれております。 を挙げられております。構造構成主義とは、無形 けれども、参考人の本を読ませていただいて、 「人を助けるすんごい仕組み」の百六十ページで 今日、西條参考人のおっしゃった具体例は全て

かに立法化していくのかという立法過程におい そういうことを考えますと、この憲法価値をい 先生が御研究されている構造構成主義という

平成二十四年四月十九日印刷

かというふうに私は思うに至りました。 考え方を取り入れていくことが必要なのではない

はほとんど研究されておりません。 取っていくべきなのか、そのようなことというの | るべきなのか、立法過程としてどのような形を | 互の法学分野においてどのような連関性を持たせ ことというのは、解釈論はされますけれども、相 いうと、実は余り進んでいません。法学部でやる こまで法学という領域で研究が進んでいるのかと きになっても、第一段階のところで、果たしてど 今日、櫻井参考人や棟居参考人の御答弁をお聞

うことなのではないかと思います。 いから私たちの業績もなかなか考えられないとい に関しても、どのような議員が適切な仕事をして いるのかという物差し、そういうふうな学問がな ということで、立法府にいる私たち議員の仕事

| どういうふうな課題があるのか、そのことについ も踏まえてお話ししていただけませんでしょう てお気付きの点がございましたら、今回の経験談 構成主義の考え方を適用した場合に立法論として そこで、改めて西條参考人の目から見て、構造

ございます。 ○参考人(西條剛央君) 貴重な御指摘ありがとう

| ことも多いんですが、構造構成主義の考え方、特 断するということですね。 況と目的、これを見定めてその法律の有効性を判 立法にも当然使えるところはあると思います。つ に方法の原理の部分ですね、こういった考え方は まり、今の日本があるいは国民が置かれている状 立法に関しては専門ではないので分かりかねる

| のことを当たり前のようにしっかり実現していく も明らかになったわけです。やはりこの当たり前 満たされてないということが結構あるということ 他者の自由を阻害しない限りは生きていいんだと と自由の相互承認、自由に生きる権利、それから いうような、当たり前なんですけれども、やはり この当たり前のことが実際この度の震災では特に もう一つは、やはり近代社会の原理である自由

> ときだと思うんですね というのは実はすごくとても大事なことだと思っ のはこの当然守られるべきものが守られなかった ていまして、人間が大きく不幸になるときという

案といったものが進むのではないかと考えており ばいいというものでは当然ないと思うので、その れから組み入れていくこと、共有していくこと 法律、立法というものの、 ら、そういった、これだけはという原理の部分で で、より水準の高い議論が、あるいは建設的な提 か、検討を吟味するための方法論というものもこ れらはしっかり踏まえた上で、その法律、立てれ すね、近代社会が共有してきた考え方の部分、こ てはまると思うんですが、その検討というんです そういう意味では、やはり状況と目的、 立法された法律にも当

○会長(小坂憲次君) 中村委員、よろしいです 貴重な御指摘ありがとうございます

対する質疑を終了いたします 予定の時刻も参りましたので、 以上で参考人に

表いたしまして心より御礼を申し上げます。 して、誠にありがとうございました。審査会を代 人におかれましては、貴重な御意見をいただきま 本日は、西條参考人、櫻井参考人及び棟居参考 この際、 一言申し上げます。 铂

いたします 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会

午後二時四十二分散会